

# 新炉建設適地調査報告書

令和2年3月

山武郡市環境衛生組合



# 目 次

第 1 章 策定の目的	1
1.1 背景	1
1.2 目的	2
第 2 章 適地選定の方法	3
2.1 選定の流れ	3
1) 地図上での絞り込み	3
2) 市町村等からの推薦、又は公募による候補地の抽出	5
2.2 4 候補地選定の経緯と候補地	8
2.3 検討項目の整理	11
1) 法令による規制	11
2) 検討項目の整理	14
2.4 評価基準の設定	15
第 3 章 推薦候補地の概況	20
3.1 法令等による規制	20
1) 土地利用に関する法令等	20
2) 環境保全に関する法令等	24
3.2 防災	28
3.3 地形・地質条件	34
3.4 周辺環境	40
3.5 実現性	44
3.6 収集運搬	46
3.7 経済性	47
3.8 その他	48
第 4 章 推薦候補地の条件整理結果	50
4.1 候補地 A.	50
4.2 候補地 B.	53
4.3 候補地 C.	56
4.4 候補地 D.	59
第 5 章 推薦候補地の評価結果	62



## 第 1 章 策定の目的

### 1.1 背景

山武郡市環境衛生組合（以下「本組合」と称す。）は、平成 8 年竣工のごみ焼却施設を適正な維持管理のもと稼働を継続しているものの、令和 10 年度には山武市の「成東地域」の処理を受け入れることにより平成 30 年度と比較し、年間約 6,000 t の増加が見込まれること、経年的な劣化に伴う維持管理費の増加やごみ質の変化、災害に備えた強靱性の確保等に対応する必要があることから、「ごみ処理施設整備基本方針」（平成 30 年 11 月）を策定し、新たな施設整備の基本方針を以下のように定めた。

- ・焼却施設は長寿命化計画に基づき、維持管理状況を確認しながら適切な時期に更新する。
- ・焼却施設のエネルギーの有効活用（発電により電力消費量の低減を図り、温室効果ガスの削減も図る）や、最終処分量の低減を図る。
- ・粗大ごみ及び不燃ごみ処理に関しては、既存施設を継続して使用する。

（資料：「ごみ処理施設整備基本方針」平成 30 年 11 月 山武郡市環境衛生組合）

続く、「ごみ処理施設整備基本構想」（令和元年 10 月）においては、上記基本方針に示している「焼却施設整備の適切な時期」は、成東地域の処理の受け入れが開始される令和 10 年度が最適であると考え、用地の確保や施設整備に関する、より具体的な方針を以下のとおり定めた。

- ・災害に対する強靱性を有し、安全性に優れた施設
- ・温室効果ガスの低減など環境への配慮に努め、かつ地域との融和を図った施設
- ・エネルギーの利活用を図り、経済性に優れた施設

（資料：「ごみ処理施設整備基本構想」令和元年 10 月 山武郡市環境衛生組合）

なお、「ごみ処理施設整備基本構想」（令和元年 10 月）では不燃・粗大ごみ処理施設は、現有施設を適切な維持管理により稼働を継続し、状況に応じて整備の時期を検討していく方針としている。

本年度、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（令和 2 年 3 月）を策定し、「～さんぶ 21 ごみゼロプラン 循環型・脱温暖化のまちづくりをめざして～」を基本理念のもと、「1. ごみ減量化・資源化を目指します。2. 循環型システムの構築を図ります。3. 適正なごみ処理を行うための体制整備及び施設整備を図ります。」という基本方針を掲げ、令和 10 年度の稼働に向けて新たなごみ焼却施設を整備する計画を明確にした。

## 1.2 目的

「新炉建設適地調査」（以下「本調査」と称す。）は、新たなごみ焼却施設を令和10年度に稼働させるためには、建設用地の確保が喫緊の課題であることから、建設用地について候補地の中から法的側面、防災面、環境面をはじめとする立地の適正や合意形成など、多岐にわたった調査を実施し、建設用地としての適否を確認する目的で行った。

なお、「ごみ処理施設整備基本構想」（令和元年10月）において、不燃・粗大ごみ処理施設は、現有施設を継続使用する方針としたことから、建設用地は現有施設周辺地域に確保することが必然であり、候補地の選定に際してはこのことを最優先事項とする。

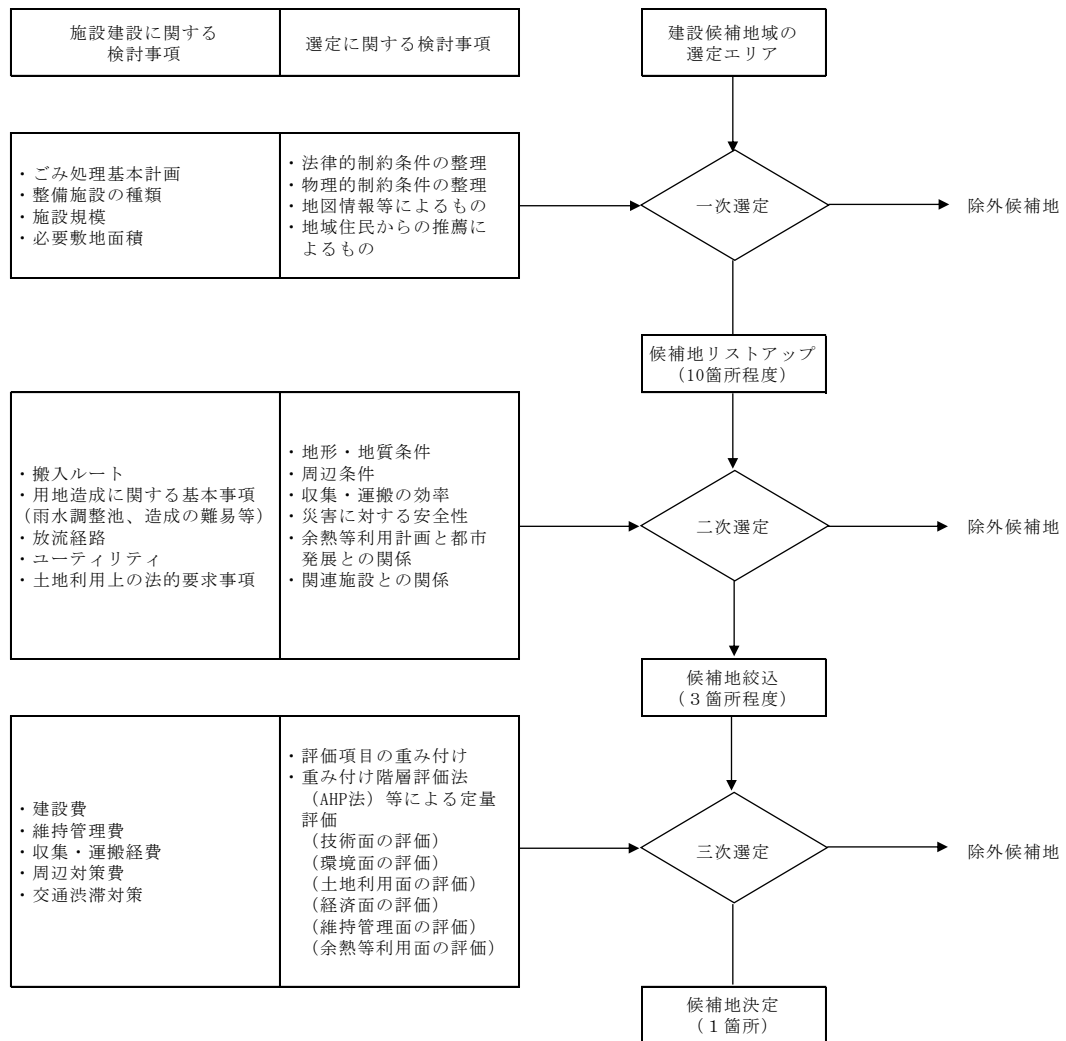
## 第 2 章 適地選定の方法

### 2.1 選定の流れ

新ごみ焼却施設の候補地選定方法は、地図上での絞り込み、市町村等からの推薦、公募及びこれらの組み合わせがあり、適地選定の着手時点に依存する。

#### 1) 地図上での絞り込み

主に地図上での絞り込みにより候補地を抽出する場合の手順は図 2.1-1 に示すとおりである。



(資料:「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版」公益社団法人 全国都市清掃会議)  
 図 2.1-1 候補地選定のフロー (地図上での絞り込みによる場合の例)

表 2.1-1 各選定段階の流れ

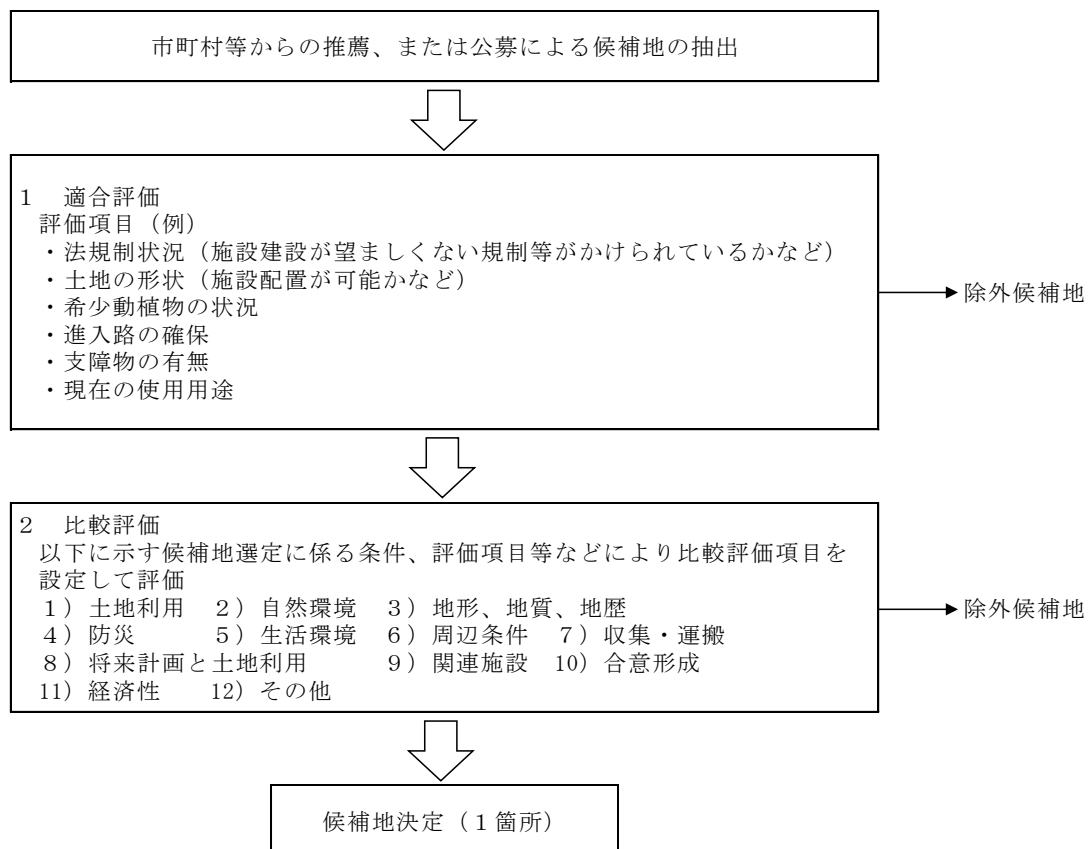
段 階	内 容
一次選定	<p>①ごみ処理基本計画及び地域計画に基づき、施設の概略を計画し建設に必要な敷地面積を設定する。</p> <p>②法律的制約条件や物理的制約条件から、計画施設の建設地としての適性を欠く地域、また、建設に係る許認可を受けることが不可能な地域は除外地域に設定する。</p> <p>③計画施設の建設が望ましくない地域は除外地域に設定する。</p> <p>④面積が広い地域においては、収集運搬に関するシミュレーションを行い、良好なエリアの絞り込みを行う。</p> <p>⑤地図情報による絞り込み、自治会等からの応募、市町村等からの推薦等により候補地を10箇所程度選定する。</p>
二次選定	<p>一次選定だけでは把握できない詳細な事項について評価項目を設定し、さらなる絞り込みを行う。</p> <p>①候補地への搬入ルート、用地造成に関する基本的事項、排水の放流経路、ユーティリティ、土地利用上の法的要求事項を整理する。</p> <p>②3箇所程度に候補地を絞り込む。このとき、候補地の比較検討事項として、比較検討項目の基準を想定しておく必要がある。</p> <p>この選定の段階で、施設建設に係る住民との合意形成を促進するために、また、説明責任の一環として、新しいごみ処理施設建設用地選定作業に関する情報開示を行っていくことが求められている。</p>
三次選定	<p>①候補地の決定にあたって、候補地の特性が施設建設費や施設運営における維持管理費、収集・運搬費、交通渋滞の違い、あるいは地域住民に対する影響及びこれに対する対策の違い等を候補地ごとに整理し、比較選定の資料とする。</p> <p>②候補地をリストアップするに際して、基準とした各項目を更に詳細に検討し、地域住民の理解を得て、候補地を決定する。</p>

(資料：「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版」公益社団法人 全国都市清掃会議 一部修正)



## 2) 市町村等からの推薦、又は公募による候補地の抽出

公共用地等を対象とした市町村等からの推薦や、面積等の条件を提示した公募によって、候補地を抽出する場合の手順例を図 2.1-2 に示す。



(資料:「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版」公益社団法人 全国都市清掃会議)

図 2.1-2 候補地選定フロー (市町村からの推薦、または公募による場合の例)

表 2.1-2 候補地選定に係る条件、評価項目等の例

No	大項目	中項目又は小項目
1	土地利用	1) 土地利用規制 2) 都市計画 3) 保全地区等 4) 現況の土地利用
2	自然環境	1) 自然環境保全 2) 水源、放流先 3) 貴重な動植物 4) 二酸化炭素発生量 5) その他特別な環境負荷軽減対策の必要有無
3	地形、地質、地歴	1) 地形 2) 地質 3) 地歴
4	防災	1) 土砂災害、地すべり、砂防指定地等 2) 活断層、想定震度 3) 浸水想定、浸水被害記録 4) 液状化の可能性 5) その他危険個所の有無
5	生活環境	1) 施設との距離（文化・教育・福祉・医療・保健施設） 2) 民家、集落との距離 3) 日照障害 4) 人口密集割合
6	周辺条件	1) 騒音・振動・悪臭対策 2) インフラの整備状況（道路、給水、排水、電気、ガス、通信等）
7	収集・運搬	1) 収集運搬費用 2) 市町村別収集運搬距離・単価（複数の市町村で共同処理を行う場合）
8	将来計画と土地利用	1) 将来計画 2) 土地利用 3) 地域活性化への貢献
9	関連施設	1) 収集車両基地 2) 廃棄物処理等関係施設（不燃・粗大・容器包装リサイクル施設、最終処分場、し尿処理施設、下水処理施設等） 3) 余熱利用施設、その他還元施設
10	合意形成	1) 地権者数 2) 必要移転数

		<ul style="list-style-type: none"> <li>3) 地元区の理解度</li> <li>4) 地権者の理解度</li> <li>5) 他市町村の距離</li> </ul>
11	経済性	<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 施設整備費（建築物の建設費）</li> <li>2) 施設整備費以外の費用（用地取得費、インフラ整備費、造成費、土地改良費（必要により）、その他費用）</li> <li>3) 維持管理費</li> </ul>
12	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 景観への影響</li> <li>2) 観光地への影響</li> <li>3) 周辺環境への影響</li> <li>4) 史跡・文化財との関係</li> </ul>

（資料：「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版」公益社団法人 全国都市清掃会議）

## 2.2 4 候補地選定の経緯と候補地

本組合は、現在約 41,000m<sup>2</sup>の敷地面積を有しており、敷地内にはごみ処理施設（不燃・粗大ごみ処理施設含む）、最終処分場・浸出水処理施設、管理棟が立地している。

用地の南側は県道 22 号に面し、周囲は杉などの林地が広がっている。

本組合は、現有施設の東側に隣接している土地を有しており、施設の更新時には「東側用地を拡張する」、または「周囲の山林を所得する」などの選択肢を従来から検討していた。

また、「ごみ処理施設整備基本方針」（平成 30 年 11 月）において、不燃・粗大ごみ処理施設は、現有施設を継続使用する方針としたことから、新ごみ焼却施設の建設用地は現有施設の周辺を中心に 4 候補地を選定し、各候補地について、建設用地としての適否を確認することとした。

候補地は図 2.2-1 に示すとおりである。

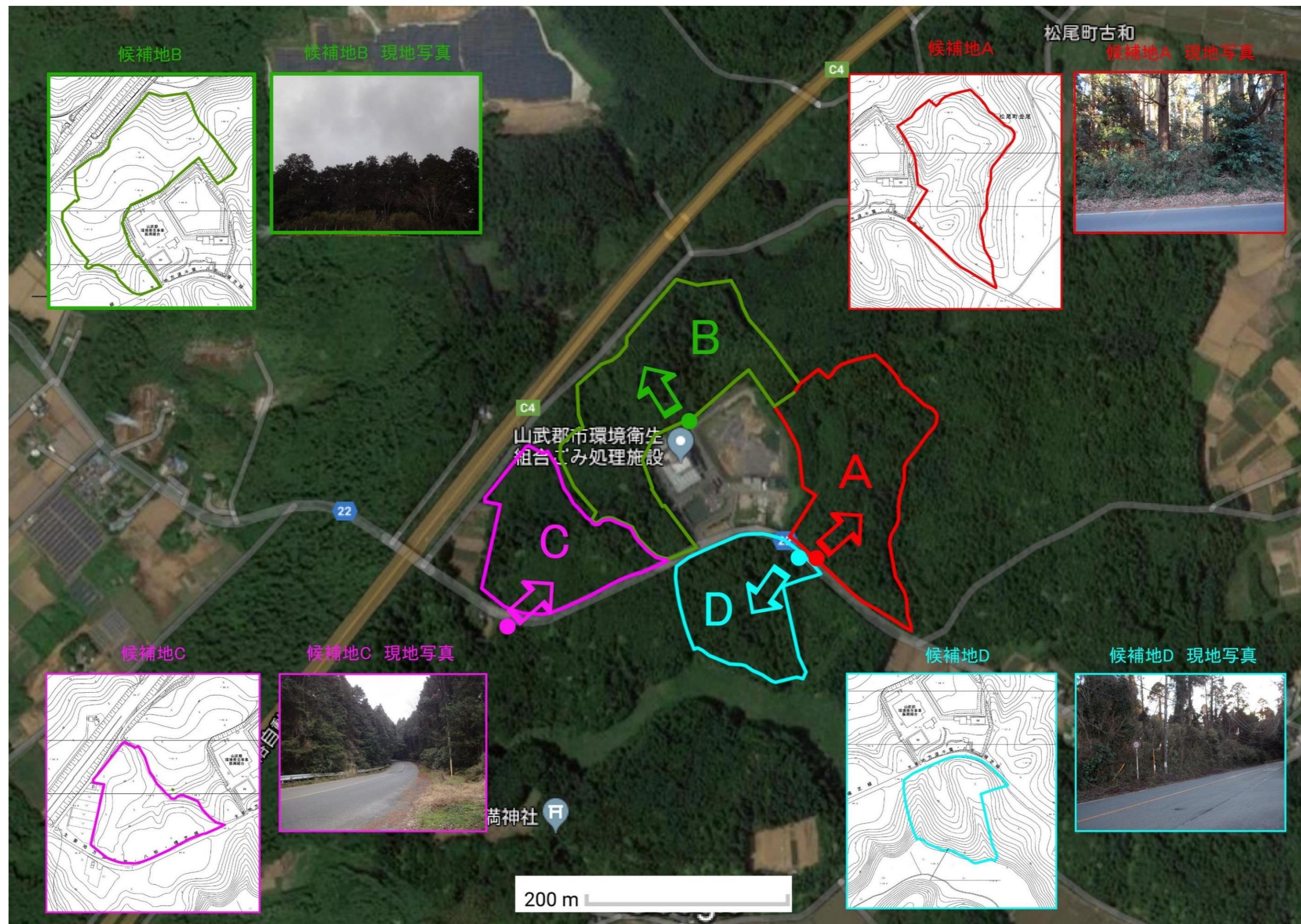


図 2.2-1 4 候補地位置図

(資料: Google マップ)



## 2.3 検討項目の整理

### 1) 法令による規制

候補地選定においては、選定の初期段階で立地に際して土地利用に関する規制など法律的な制約に対して適正を欠く地域は除外する。施設の設置や土地利用規制及び設備等に関する法令は表 2.3-1 に示すとおりである。

また、施設の規模や種類に応じて環境保全に関する法令の適用を受ける。

環境保全に関する法令は表 2.3-2 に示すとおりである。

表 2.3-1 施設の設置・土地利用規制及び設備等に関する法令

法律名	適用範囲等
都市計画法	都市計画区域内に本法で定めるごみ処理施設を設置する場合、都市施設として計画決定が必要。
河川法	河川区域内の土地において工作物を新築、改築、又は除却する場合は河川管理者の許可が必要。
急傾斜の崩壊による災害防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域における、急傾斜地崩壊防止施設以外の施設、又は工作物の設置・改造の制限。
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域内にごみ処理施設を建設する場合。
海岸法	海岸保全区域において、海岸保全施設以外の施設、又は工作物を設ける場合。
道路法	電柱、電線、水道管、ガス管等、継続して道路を使用する場合。
都市緑地保全法	緑地保全地区内において、建築物その他の工作物の新築、改築、又は増築をする場合。
首都圏近郊緑地保全法	保全区域（緑地保全地区を除く）内において、建築物その他の工作物の新築、改築、又は増築をする場合。
自然公園法	国立公園又は国定公園の特別地域において工作物を新築、改築、又は増築する場合、国立公園又は国定公園の普通地域において、一定の基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築する場合。
鳥獣保護及び狩猟に関する法律	特別保護地区内において工作物を設置する場合。
農地法	工場を建設するために農地を転用する場合。
港湾法	港湾区域又は、港湾隣接地域内において、指定重量を超える構築物の建設、又は改築をする場合。 臨港地区内において、廃棄物処理施設の建設、又は改良をする場合。
都市再開発法	市街地再開発事業の施行地区内において、建築物その他の工作物の新築、改築等を行う場合。
土地区画整理法	土地区画整理事業の施行地区内において、建築物その他の工作物の新築、改築等を行う場合。

法律名	適用範囲等
文化財保護法	土木工事によって「周知の埋蔵文化財包蔵地」を発掘する場合。
工業用水法	指定地域内の井戸（吐出口の断面積の合計が 6cm <sup>2</sup> を超えるもの）により地下水を採取してこれを工業の用に供する場合。
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	指定地域内の揚水設備（吐出口の断面積の合計が 6cm <sup>2</sup> を超えるもの）により冷暖房設備、水洗便所、洗車設備の用に供する地下水を採取する場合。
建築基準法	51 条で都市計画決定がなければ建築できないとされている。同上ただし書きでは敷地の位置が都市計画上支障ないと認めて許可した場合及び増築する場合はこの限りでない。 建築物を建築しようとする場合、建築主事の確認が必要。 なお、用途地域別の建築物の制限有り。
航空法	進入表面、転移表面又は、平表面の上に出る高さの建造物の設置に制限地表又は水面から 60m 以上の高さの物件及び省令で定められた物件には、航空障害灯が必要。 昼間において航空機から視認が困難であると認められる煙突、鉄塔等で地表又は水面から 60m 以上の高さのものには昼間障害標識が必要。
電波法	伝搬障害防止区域内において、その最高部の地表からの高さが 31m を超える建築物その他の工作物の新築、増築等の場合。
電気事業法	特別高圧（7,000V を超える）で受電する場合。 高圧受電で受電電圧の容量が 50kW 以上の場合。 自家用発電設備を設置する場合及び非常用予備発電装置を設置する場合。
自然環境保全法	原生自然環境保全地域内に建築物その他の工作物の新築、改築等を行う場合。
森林法	保安林等にごみ処理施設を建設する場合。
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域等にごみ処理施設を建設する場合。
地すべり等防止法	地すべり防止区域にごみ処理施設を建設する場合。
砂防法	砂防指定地域内で制限された行為を行う場合は、都道府県知事の許可が必要。
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区内に建築物その他の工作物の新築、改築等を行う場合。
景観法	景観計画区域内において建築等を行う場合は、届出の必要性や、建築物の形態意匠の制限がかかることがある。
土地収用法	用地取得に際し、地権者への税優遇制度の適用根拠（要、税務署協議）

（資料：「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版」公益社団法人 全国都市清掃会議 一部加筆）



表 2.3-2 環境保全に関する法令

法律名	適用範囲等
廃棄物処理法	処理能力が1日5t以上のごみ処理施設（ごみ焼却施設においては、1時間当たり200kg以上又は、火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上）は本法の対象となる。
大気汚染防止法	火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上、又は焼却能力が1時間当たり200kg以上であるごみ焼却炉が、本法のばい煙発生施設に該当する。
水質汚濁防止法	処理能力が1時間当たり200kg以上又は、火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上のごみ焼却施設から河川、湖沼等公共用水域に排出する場合、本法の特定施設に該当する。
騒音規制法	空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る）は、本法の特定施設に該当し、知事が指定する地域では規制の対象となる。
振動規制法	圧縮機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る）は、本法の特定施設に該当し、知事が指定する地域では規制の対象となる。
悪臭防止法	本法においては、特定施設制度をとっていないが、知事が指定する地域では規制を受ける。
下水道法	1時間当たり200kg以上又は、火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上のごみ焼却施設は、公共下水道に排水を排出する場合、本法の特定施設に該当する。
ダイオキシン類対策特別措置法	工場又は事業場に設置される廃棄物焼却炉、その他施設での焼却能力が時間当たり50kg以上又は火格子面積が0.5m <sup>2</sup> 以上の施設で、ダイオキシン類を大気中に排出又はこれを含む汚水若しくは廃水を排出する場合、本法の特定施設に該当する。

（資料：「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版」公益社団法人 全国都市清掃会議 一部加筆）

## 2) 検討項目の整理

4 候補地についての検討項目は表 2.3-3 に示すとおりであり、土地利用や環境関連の法令等による規制も含め、防災、地形・地質条件、周辺環境、実現性、収集・運搬、経済性、その他の側面から、これら 8 項目を評価対象とする検討項目を大項目とし、この中で検討すべき事項を中項目として位置づけた。

表 2.3-3 検討項目

No	大項目	中項目
1	法令等による規制	1) 土地利用に関する法令等 2) 環境保全に関する法令等
2	防災	1) 土砂災害、地すべり 2) 活断層、想定震度 3) 浸水想定 4) 液状化の可能性
3	地形・地質条件	1) 有効面積 2) 地質的制約 3) 土地の傾斜 4) 造成の難易度 5) 将来への対応
4	周辺環境	1) 周辺に立地する公共施設 2) 直近民家 3) 生活環境保全
5	実現性	1) 地権者数と理解度 2) 住民合意の容易さ
6	収集・運搬	1) アクセス道路（災害時の代替ルートを含む） 2) 収集運搬距離
7	経済性	1) 用地取得 2) 土地の造成（造成単価） 3) ユーティリティ
8	その他	1) 維持管理の容易さ 2) 経済効果 3) エネルギー利活用

## 2.4 評価基準の設定

検討項目と検討内容は表 2.4-1 に示すとおりとし、各々について適切な評価の基準を以下のように設定した。

4 候補地中最も適している	◎ (3 点)
4 候補地中 2 番目に適している	○ (2 点)
4 候補地中 3 番目に適している	△ (1 点)
4 候補地中最も適していない	× (0 点)

なお、4 候補地は現有の不燃・粗大ごみ処理施設の継続的な使用を前提として想定しているため、現有施設を囲む形で位置している。そのため、土地の形状や土地利用の形態等も類似し、極めて特異的であることから 4 候補地で明確な差が生じない項目はその旨を記載した。

表 2.4-1 検討項目と評価基準

No	大項目	中項目	内容
1	法令等による規制	1) 土地利用に関する法令等	<p>「施設の設置・土地利用規制及び設備等に関する法令」(表 2.3-1)において、4 候補地全てにおいて該当しない法令は除外し、都市計画法、道路法、建築基準法、土地収用法、文化財保護法、航空法、電気事業法について確認する。</p> <p><b>【評価基準】</b> 文化財保護法を除く土地利用に関する法令等は全ての候補地で共通であることから、評価を行わない。 文化財保護法については、埋蔵文化財が包蔵されている地域を含む割合が最も低い候補地を 4 候補地中最も適している (◎) とする。</p>
		2) 環境保全に関する法令等	<p>「環境保全に関する法令」(表 2.3-2)において、施設そのものに係る規制は、4 候補地共通であることから、地域に関する規制を確認する。</p> <p><b>【評価基準】</b> 全ての候補地で共通であることから、評価を行わない。</p>
2	防災	1) 土砂災害、地すべり	<p>急傾斜地崩壊危険区域について既存の資料により確認する。</p> <p><b>【評価基準】</b> 土砂災害、地すべり発生の可能性が最も小さい候補地を 4 候補地中最も適している (◎) とする。</p>

No	大項目	中項目	内容
		2) 活断層、想定震度	活断層のある地域、揺れやすさについて既存の資料により確認する。 【評価基準】 ・活断層 活断層に位置しない候補地を 4 候補地中最も適している (◎) とする。 ・想定震度 想定震度が最も小さい候補地を 4 候補地中最も適している (◎) とする。
		3) 浸水想定	浸水想定区域について既存の資料により確認する。 【評価基準】 浸水想定区域に位置しない候補地を 4 候補地中最も適している (◎) とする。
		4) 液状化の可能性	液状化のしやすさ (直下型、巨大地震) について既存の資料により確認する。 【評価基準】 液状化の可能性が最も小さい候補地を 4 候補地中最も適している (◎) とする。
		1) 有効面積	縦約 60m×横約 90m の敷地が確保可能か否かを確認する。 【評価基準】 有効面積が最も広い候補地を 4 候補地中最も適している (◎) とする。
3	地形・地質条件	2) 地質的制約	地盤改良などの必要性の有無を既存の地質調査結果などにより確認する。 【評価基準】 全ての候補地で地質的特徴が類似しているため、評価を行わない。
		3) 土地の傾斜	用地内の勾配を地形図により確認する。 【評価基準】 全体的な勾配が最も緩やかな候補地を 4 候補地中最も適している (◎) とする。
		4) 造成の難易度	地形改変の程度を地形図により確認する。 【評価基準】 造成が最も容易である候補地を 4 候補地中最も適している (◎) とする。

No	大項目	中項目	内容
		5) 将来への対応	増設時、更新時への柔軟性について確認する。 【評価基準】 将来への対応性が最も高い候補地を 4 候補地中最も適している (◎) とする。
4	周辺環境	1) 周辺に立地する公共施設	候補地から直近の公共施設までの距離について確認する。 【評価基準】 直近の公共施設まで最も距離がある候補地を 4 候補地中最も適している (◎) とする。
		2) 直近民家	候補地から直近の民家までの距離について確認する。 【評価基準】 直近の民家まで最も距離がある候補地を 4 候補地中最も適している (◎) とする。
		3) 生活環境保全	排ガスの拡散及び排水に関して確認する。 【評価基準】 ・排ガスの拡散 排ガスの拡散時の最大着地濃度が最も低い候補地を 4 候補地中最も適している (◎) とする。 ・排水 現有施設と同様に排水管を埋設し、木戸川へ誘導することが想定されるが、事業の熟度が低く、現時点では詳細な放流ルートが未定であることから、評価を行わない。
5	実現性	1) 地権者数と理解度	地権者数、地権者の事業への理解度について確認する。 【評価基準】 ・地権者数 地権者数の最も少ない候補地を 4 候補地中最も適している (◎) とする。 ・地権者の事業への理解度 現時点では事業の熟度が低いことから、事業への理解度は不明確である。 組合所有の土地を含む候補地が 4 候補地中最も優位 (◎) であるとする。
		2) 住民合意の容易さ	関係集落(地区)数及びこれに所属する世帯数(人

No	大項目	中項目	内容
			<p>口)、地区住民の事業への理解度について確認する。</p> <p><b>【評価基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係集落(地区)数及びこれに所属する世帯数(人口) 関係集落(地区)数及びこれに所属する世帯数(人口)が最も少ない候補地を4候補地中最も適している(◎)とする。</li> <li>・地区住民の事業への理解度 現時点では事業の熟度が低いことから、地区住民の事業への理解度は不明確である。 組合所有の土地を含む候補地が4候補地中最も優位(◎)であるとする。</li> </ul>
6	収集・運搬	1) アクセス道路 (災害時の代替ルートを含む)	<p>4 候補地の最終アクセス道路は現有施設と同じ県道 22 号である。災害時の代替ルートの確保の容易さについて確認する。</p> <p><b>【評価基準】</b></p> <p>災害時の代替ルート確保の可能性が最も高い候補地を4候補地中最も適している(◎)とする。</p>
		2) 収集運搬距離	<p>4 候補地への収集運搬距離は現在とほぼ同等である。</p> <p><b>【評価基準】</b></p> <p>全ての候補地が現有施設を囲む形で周辺に位置し、各地域からの収集運搬距離に明確な差は生じないと考えられるため、評価を行わない。</p>
7	経済性	1) 用地取得	<p>4 候補地は互いに近接しており、土地の利用形態も同じであることから、㎡単価はほぼ同等であると考えられ、取得可能面積の多寡に起因して差が生じるが、4 候補地の中には組合所有の土地を含む候補地があるため、これを考慮する。</p> <p><b>【評価基準】</b></p> <p>組合所有の土地を含む候補地は組合所有の土地分の用地取得費が不要であることから、4 候補地中最も優位(◎)であるとする。</p>
		2) 土地の造成(造成単価)	<p>造成計画(地盤高 36m で造成)に基づいた伐採・伐根、切土、盛土、土砂の運搬量や造成面積により想定した造成単価により確認する。</p>

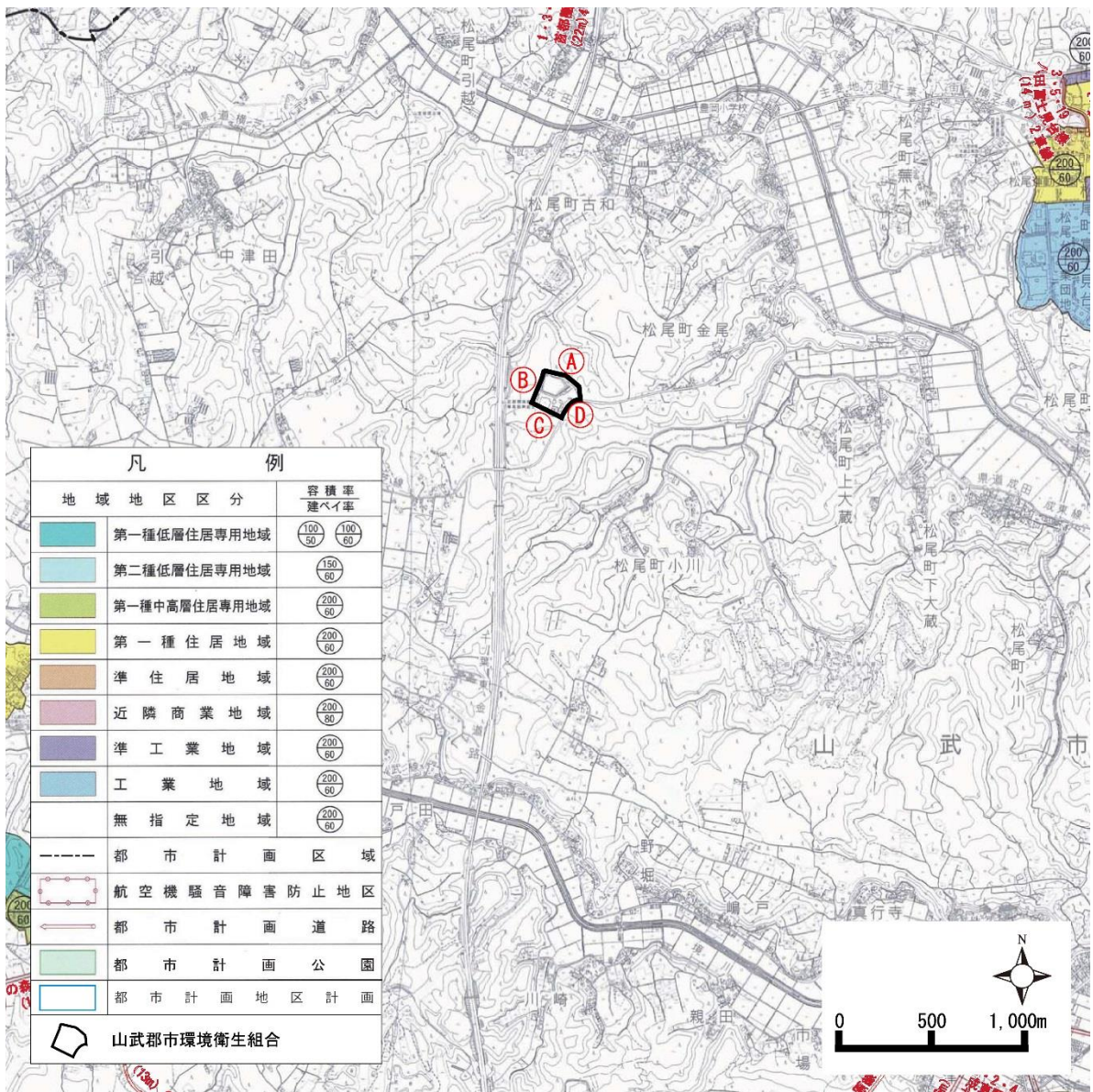
No	大項目	中項目	内容
			<p><b>【評価基準】</b> 土地の造成に際して、造成単価（想定）を最も要しない候補地を4候補地中最も適している（◎）とする。</p>
		3) ユーティリティ	<p>電気、ガス、用水の利用の容易さを確認する。</p> <p><b>【評価基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気 ごみ焼却施設へ新しく電気を引き込むことから、4候補地に差は生じないと考えられるため、評価を行わない。</li> <li>・ガス 現時点、都市ガスは整備されておらず、整備も未定であり、現在と同様にプロパンガスを使用する。そのため、4候補地に差は生じないと考えられるため、評価を行わない。</li> <li>・用水 新しい井戸を整備することから、4候補地に差は生じないと考えられるため、評価を行わない。</li> </ul>
8	その他	1) 維持管理の容易さ	<p>不燃・粗大ごみ処理施設は現有施設を使用するという条件のもとで、定性的に確認する。</p> <p><b>【評価基準】</b> 維持管理が最も容易である候補地を4候補地中最も適している（◎）とする。</p>
		2) 経済効果	<p>地域貢献や付随施設による経済効果について確認する。</p> <p><b>【評価基準】</b> 付随施設等を建設するために必要な用地の確保の可能性が最も高い候補地を4候補地中最も適している（◎）とする。</p>
		3) エネルギー利活用	<p>付随施設、還元施設の設置の容易さ、エネルギー利用の容易さについて確認する。</p> <p><b>【評価基準】</b> 付随施設等を建設するために必要な用地の確保の可能性が最も高い候補地を4候補地中最も適している（◎）とする。</p>

### 第 3 章 推薦候補地の概況

#### 3.1 法令等による規制

##### 1) 土地利用に関する法令等

候補地における土地利用に関する法令等による規制状況は以下に示すとおりである。

項目	都市計画法																																
 <table border="1" data-bbox="231 1041 614 1713"> <caption>凡 例</caption> <thead> <tr> <th>地域地区区分</th> <th>容積率 建ぺい率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種低層住居専用地域</td> <td>100/50 100/60</td> </tr> <tr> <td>第二種低層住居専用地域</td> <td>150/50</td> </tr> <tr> <td>第一種中高層住居専用地域</td> <td>200/60</td> </tr> <tr> <td>第一種住居地域</td> <td>200/60</td> </tr> <tr> <td>準住居地域</td> <td>200/60</td> </tr> <tr> <td>近隣商業地域</td> <td>200/80</td> </tr> <tr> <td>準工業地域</td> <td>200/60</td> </tr> <tr> <td>工業地域</td> <td>200/50</td> </tr> <tr> <td>無指定地域</td> <td>200/50</td> </tr> <tr> <td>都市計画区域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>航空機騒音障害防止地区</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都市計画道路</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都市計画公園</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都市計画地区計画</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">山武郡環境衛生組合</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(資料：さんむ都市計画図 山武市)</p>		地域地区区分	容積率 建ぺい率	第一種低層住居専用地域	100/50 100/60	第二種低層住居専用地域	150/50	第一種中高層住居専用地域	200/60	第一種住居地域	200/60	準住居地域	200/60	近隣商業地域	200/80	準工業地域	200/60	工業地域	200/50	無指定地域	200/50	都市計画区域		航空機騒音障害防止地区		都市計画道路		都市計画公園		都市計画地区計画		山武郡環境衛生組合	
地域地区区分	容積率 建ぺい率																																
第一種低層住居専用地域	100/50 100/60																																
第二種低層住居専用地域	150/50																																
第一種中高層住居専用地域	200/60																																
第一種住居地域	200/60																																
準住居地域	200/60																																
近隣商業地域	200/80																																
準工業地域	200/60																																
工業地域	200/50																																
無指定地域	200/50																																
都市計画区域																																	
航空機騒音障害防止地区																																	
都市計画道路																																	
都市計画公園																																	
都市計画地区計画																																	
山武郡環境衛生組合																																	
候補地 A	全ての候補地が「無指定地域」である。																																
候補地 B																																	
候補地 C																																	
候補地 D																																	



項目	道路法
電柱、電線、水道管、ガス管等、継続して道路を使用する場合は許可が必要となる。	
候補地 A	全ての候補地が該当する。
候補地 B	
候補地 C	
候補地 D	

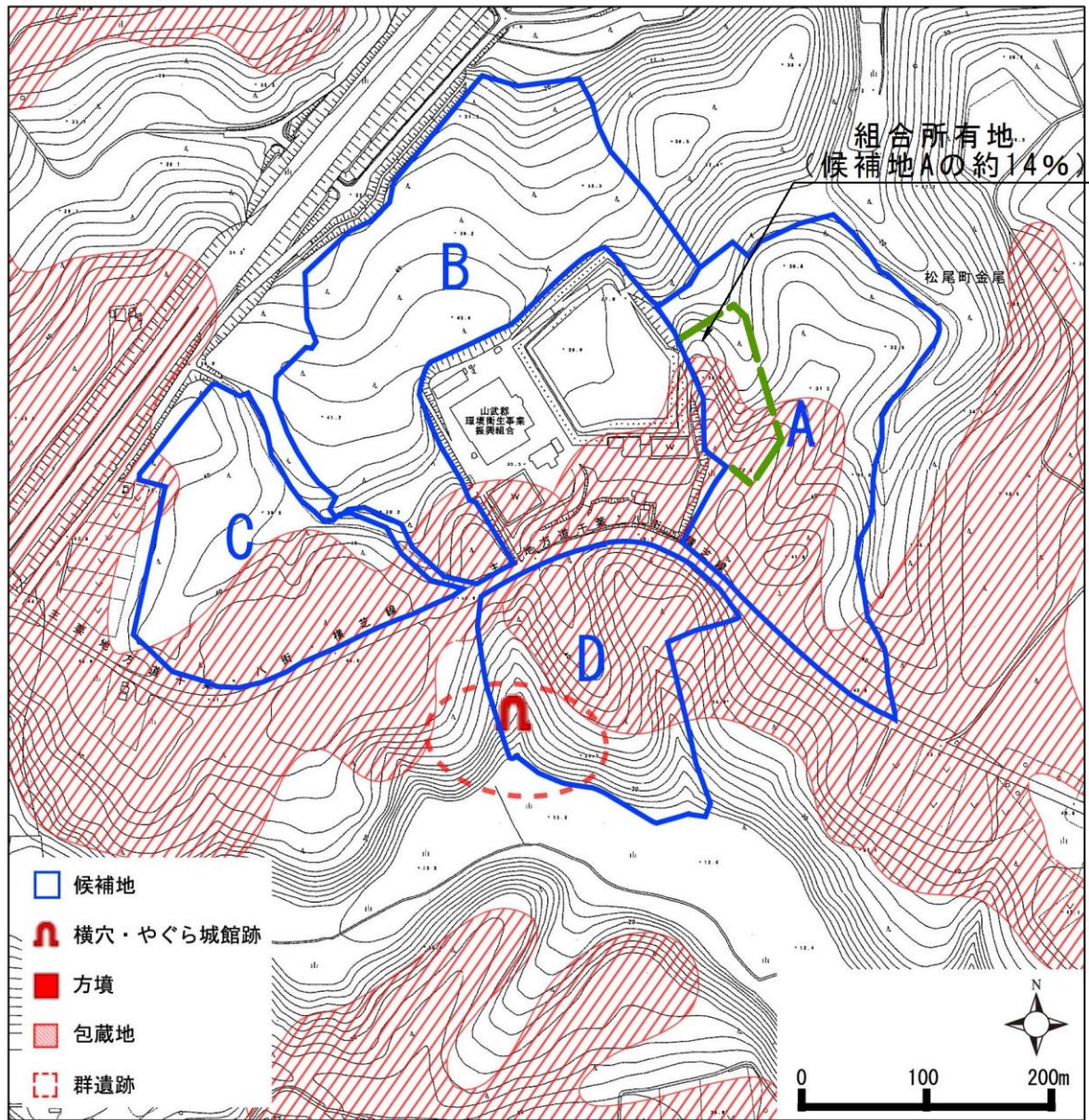
項目	建築基準法
51 条で都市計画決定がなければ建築できないとされている。同上ただし書きでは敷地の位置が都市計画上支障ないと認めて許可した場合及び増築する場合はこの限りでない。 建築物を建築しようとする場合、建築主事の確認が必要となる。 なお、用途地域別の建築物の制限が有る。	
候補地 A	全ての候補地が該当し、「無指定地域」の建築形態制限が適用される。
候補地 B	
候補地 C	
候補地 D	

項目	土地収用法
用地取得に際し、地権者への税優遇制度の適用根拠が必要となる。(要、税務署協議)	
候補地 A	全ての候補地が該当する。
候補地 B	
候補地 C	
候補地 D	

項目	電気事業法
特別高圧（7,000V を超える）で受電する場合。 高圧受電で受電電力の容量が 50kW 以上の場合。 自家用発電設備を設置する場合及び非常用予備発電装置を設置する場合。	
候補地 A	全ての候補地が該当する。
候補地 B	
候補地 C	
候補地 D	

項目

文化財保護法



(資料：千葉県ホームページ)

候補地 A	候補地の約 50%が埋蔵文化財の包蔵地である。
候補地 B	候補地の約 10%が埋蔵文化財の包蔵地である。
候補地 C	候補地の約 50%が埋蔵文化財の包蔵地である。
候補地 D	候補地の約 70%が埋蔵文化財の包蔵地であり、横穴・やぐら城館跡が確認されている。

項目	航空法
<p>(資料：環境アセスメントデータベース 環境省)</p>	
候補地 A	全ての候補地が航空制限区域に該当しない。
候補地 B	ただし、昼間において航空機から視認が困難であると認められる煙突、鉄塔
候補地 C	等で地表又は水面から 60m 以上の高さのものには昼間障害標識が必要となる。
候補地 D	

## 2) 環境保全に関する法令等

候補地における環境保全に関する法令等による規制状況は以下に示すとおりである。

項目	廃棄物処理法
処理能力が1日5t以上のごみ処理施設（ごみ焼却施設においては、1時間当たり200kg以上又は、火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上）は本法の対象となる。	
候補地A	施設に適用されるため、全ての候補地が該当する。
候補地B	
候補地C	
候補地D	

項目	大気汚染防止法
火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上、又は焼却能力が1時間当たり200kg以上であるごみ焼却炉が、本法のばい煙発生施設に該当する。	
候補地A	施設に適用されるため、全ての候補地が該当する。
候補地B	
候補地C	
候補地D	

項目	水質汚濁防止法
処理能力が1時間当たり200kg以上又は、火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上のごみ焼却施設から河川、湖沼等公用水域に排出する場合、本法の特定施設に該当する。	
候補地A	施設に適用されるため、全ての候補地が該当する。
候補地B	
候補地C	
候補地D	

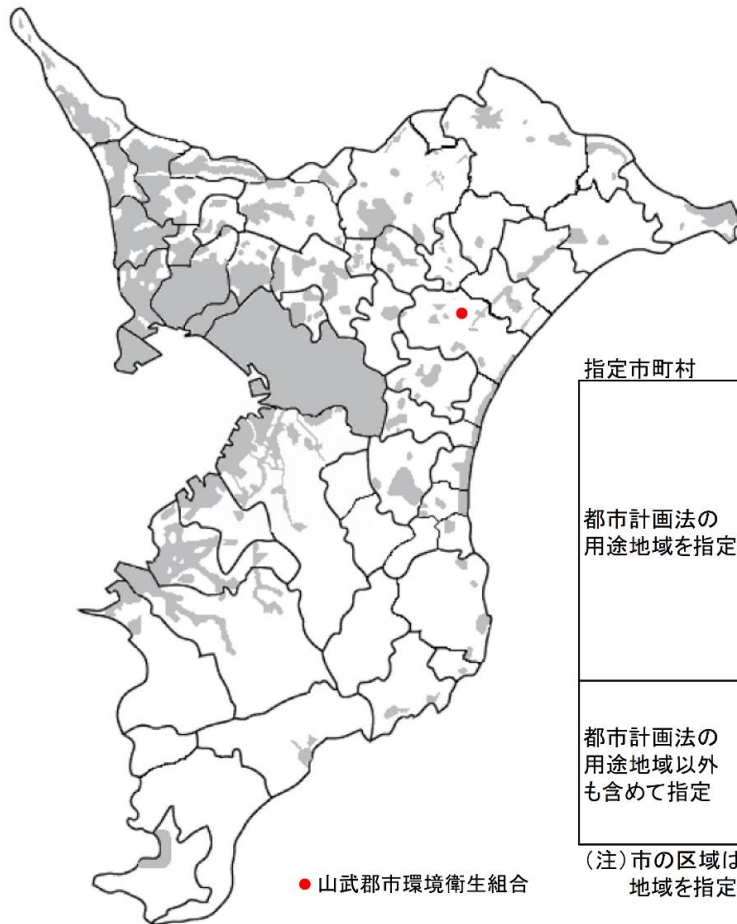
項目	ダイオキシン類対策特別措置法
工場又は事業場に設置される廃棄物焼却炉、その他施設での焼却能力が時間当たり50kg以上又は火格子面積が0.5m <sup>2</sup> 以上の施設で、ダイオキシン類を大気中に排出又はこれを含む汚水若しくは廃水を排出する場合、本法の特定施設に該当する。	
候補地A	施設に適用されるため、全ての候補地が該当する。
候補地B	
候補地C	
候補地D	

項目	騒音規制法
----	-------

施設から発生する騒音は、敷地境界において「騒音規制法」及び関連条例で定める規制基準以下でなければならない。

「騒音規制法」は特定施設制度をとっており、特定施設を有する特定工場に適用される規制基準は、環境大臣が定める範囲内において、知事が地域を指定して定めることとされている。

山武市は以下に示すとおり、都市計画法の用途地域を指定している地域を規制対象地域としている。



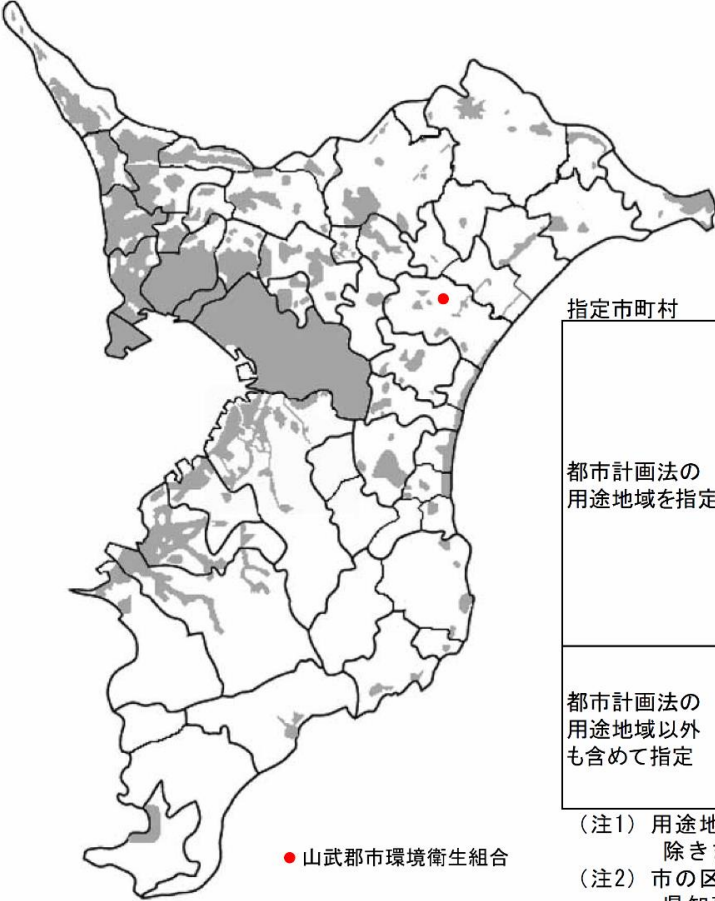
指定市町村

都市計画法の用途地域を指定	銚子市、館山市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、勝浦市、鴨川市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、長生村、白子町、御宿町
都市計画法の用途地域以外も含めて指定	千葉市、市川市、船橋市、木更津市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、香取市、酒々井町

(注)市の区域は市長が、町村の区域は県知事が地域を指定しています。

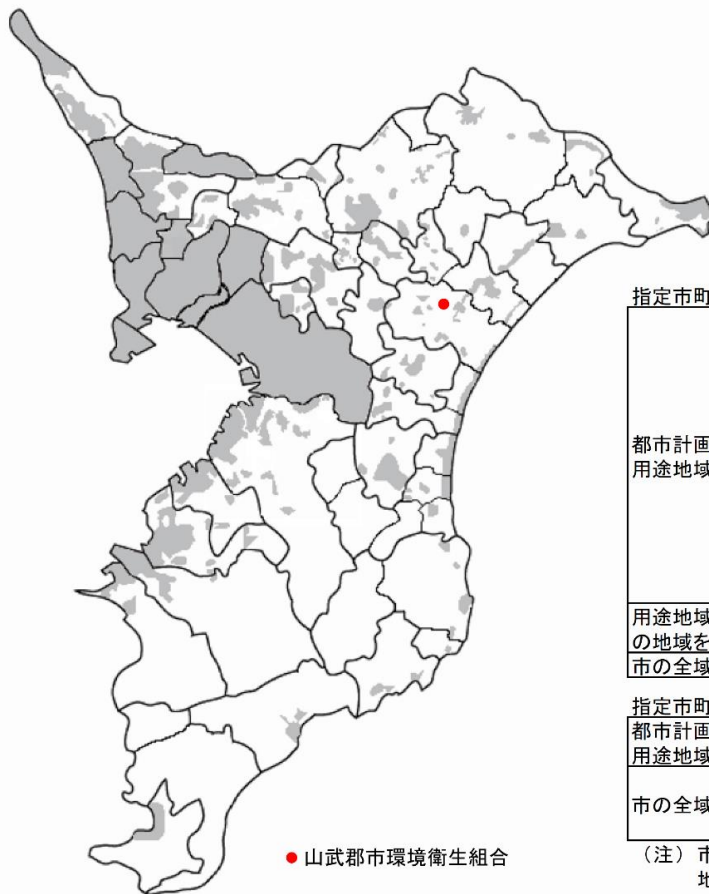
(資料：「平成30年度版千葉県環境白書」千葉県)

候補地 A	全ての候補地は、都市計画法で「無指定地域」の指定がなされている。
候補地 B	山武市では「無指定地域」は規制地域対象外となっているため、「騒音規制法」による規制は適用されない。
候補地 C	
候補地 D	ただし、山武市公害防止条例に基づく「無指定地域」の規制が適用される。

項目	振動規制法				
<p>施設から発生する振動は、敷地境界において「振動規制法」及び関連条例で定める規制基準以下でなければならない。</p> <p>「振動規制法」は特定施設制度をとっており、特定施設を有する特定工場に適用される規制基準は、環境大臣が定める範囲内において、知事が地域を指定して定めることとされている。</p> <p>山武市は以下に示すとおり、都市計画法の用途地域を指定している地域を規制対象地域としている。</p>					
<div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>指定市町村</p> <table border="1" data-bbox="815 864 1358 1350"> <tr> <td data-bbox="815 864 995 1189">都市計画法の用途地域を指定</td> <td data-bbox="995 864 1358 1189">千葉市、銚子市、市川市、館山市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、柏市、勝浦市、鴨川市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、長生村、白子町、御宿町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="815 1189 995 1350">都市計画法の用途地域以外も含めて指定</td> <td data-bbox="995 1189 1358 1350">船橋市、木更津市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、香取市、酒々井町</td> </tr> </table> <p>(注1) 用途地域のうち、工業専用地域を除きます。</p> <p>(注2) 市の区域は市長が、町村の区域は県知事が地域を指定しています。</p> <p>(資料：「平成30年度版千葉県環境白書」千葉県)</p> </div> </div>		都市計画法の用途地域を指定	千葉市、銚子市、市川市、館山市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、柏市、勝浦市、鴨川市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、長生村、白子町、御宿町	都市計画法の用途地域以外も含めて指定	船橋市、木更津市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、香取市、酒々井町
都市計画法の用途地域を指定	千葉市、銚子市、市川市、館山市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、柏市、勝浦市、鴨川市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、長生村、白子町、御宿町				
都市計画法の用途地域以外も含めて指定	船橋市、木更津市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、香取市、酒々井町				
候補地 A	全ての候補地は、都市計画法で「無指定地域」の指定がなされている。				
候補地 B	山武市では「無指定地域」は規制地域対象外となっているため、「振動規制法」による規制は適用されない。				
候補地 C					
候補地 D	ただし、山武市公害防止条例に基づく「無指定地域」の規制が適用される。				

項目	悪臭防止法
----	-------

施設から発生する悪臭は、「悪臭防止法」及び関連条例で定める規制基準以下でなければならない。  
「悪臭防止法」は特定施設制度をとっておらず、規制を行う地域や規制基準を都道府県知事が市町村長の意見を聴取した上で定めるよう規定している。  
山武市は以下に示すとおり、都市計画法の用途地域を指定している地域を規制対象地域としている。



指定市町村<物質濃度規制>

都市計画法の用途地域を指定	館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、柏市、勝浦市、市原市(工業専用地域)、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、酒々井町、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、長生村、白子町
用途地域と一部の地域を指定	銚子市、野田市、御宿町
市の全域を指定	市川市、船橋市、流山市

指定市町村<臭気指数規制>

都市計画法の用途地域を指定	市原市(工業専用地域以外)
市の全域を指定	千葉市、松戸市、習志野市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市

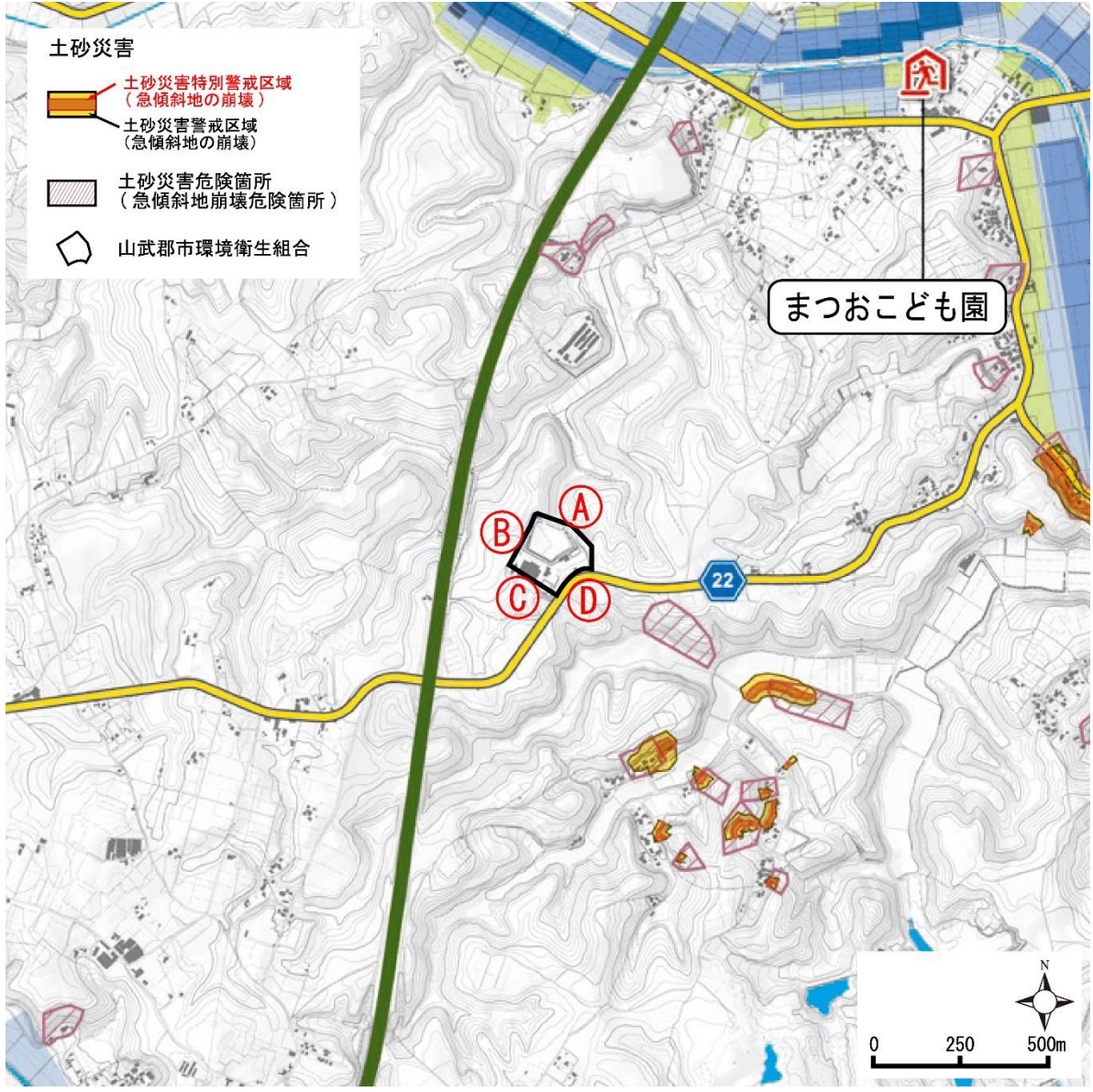
(注) 市の区域は市長が、町村の区域は県知事が地域を指定しています。

(資料：「平成 30 年度版千葉県環境白書」千葉県)

候補地 A	全ての候補地は、都市計画法で「無指定地域」の指定がなされている。
候補地 B	山武市では「無指定地域」は規制地域対象外となっているため、「悪臭防止法」による規制は適用されない。
候補地 C	
候補地 D	ただし、山武市公害防止条例に基づく「無指定地域」の規制が適用される。

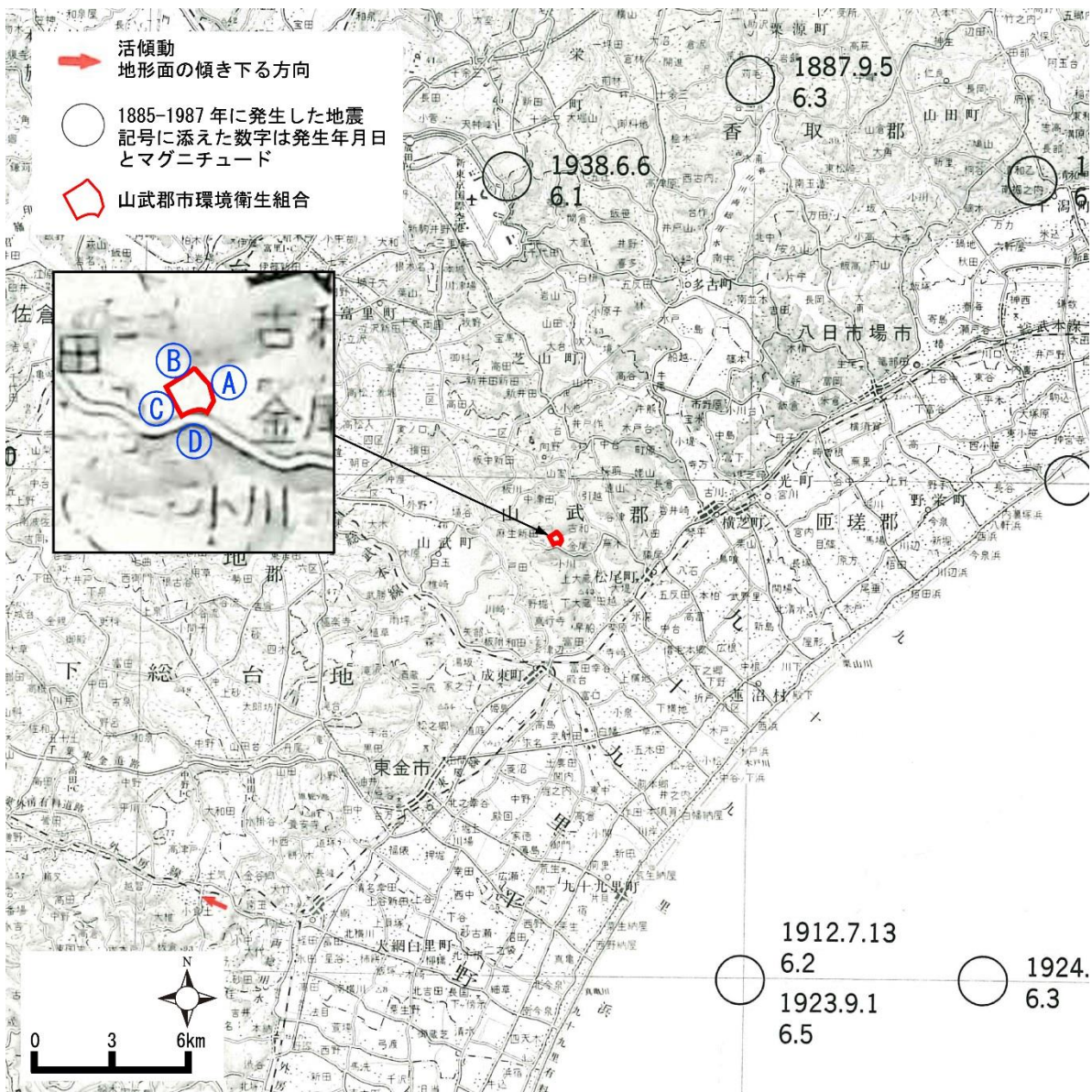
### 3.2 防災

候補地における防災の状況は以下に示すとおりである。

項目	土砂災害・地すべり（急傾斜地崩壊危険区域）
 <p data-bbox="758 1601 1380 1635">(資料：「山武市土砂災害・洪水ハザードマップ」 山武市)</p>	
候補地 A	全ての候補地が急傾斜地崩壊危険区域に指定されていない。
候補地 B	
候補地 C	
候補地 D	

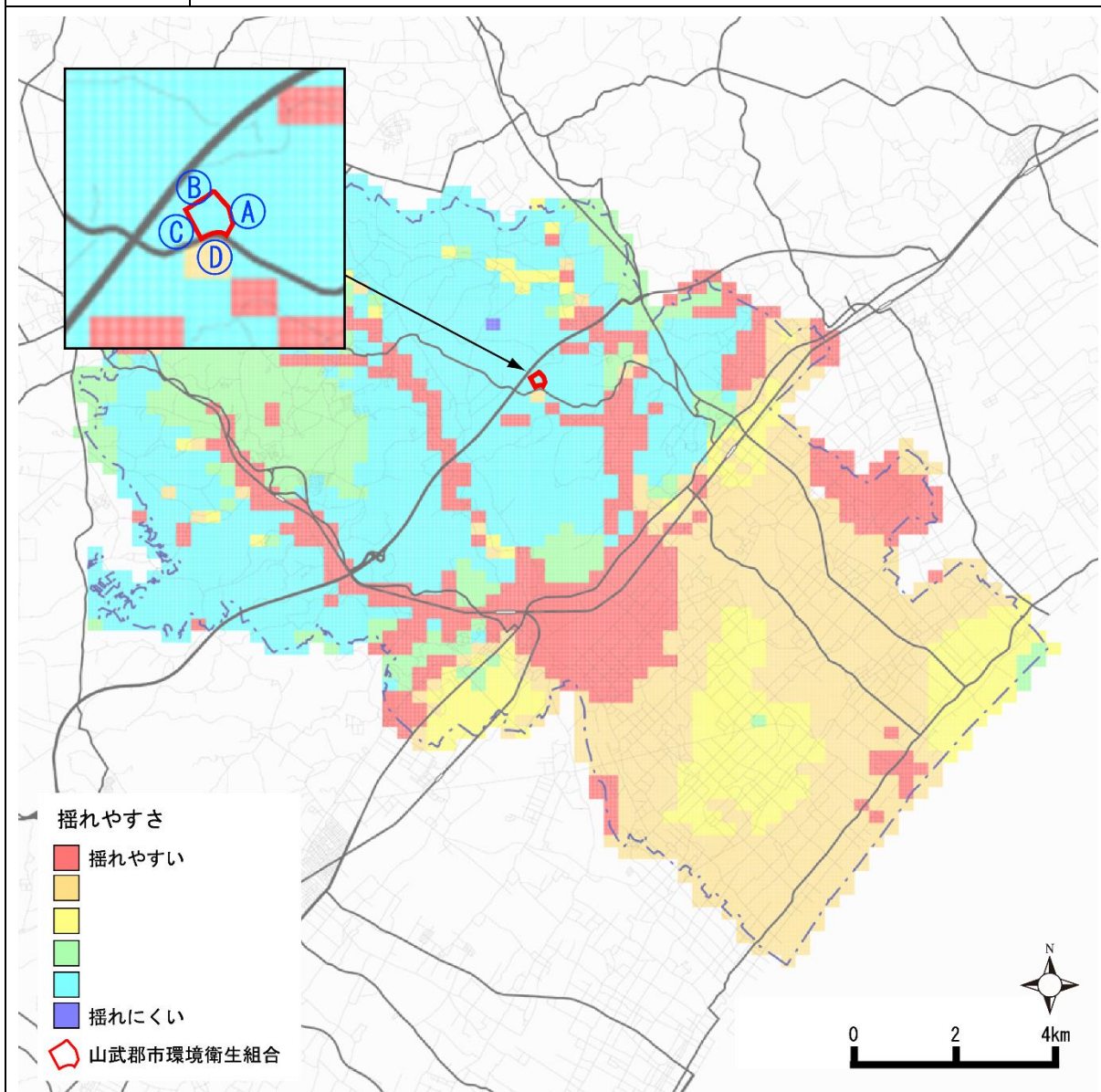


項目	活断層、想定震度（活断層のある地域）
----	--------------------



候補地 A	全ての候補地に活断層は確認されていない。
候補地 B	
候補地 C	
候補地 D	

項目	活断層、想定震度（揺れやすさ）
----	-----------------



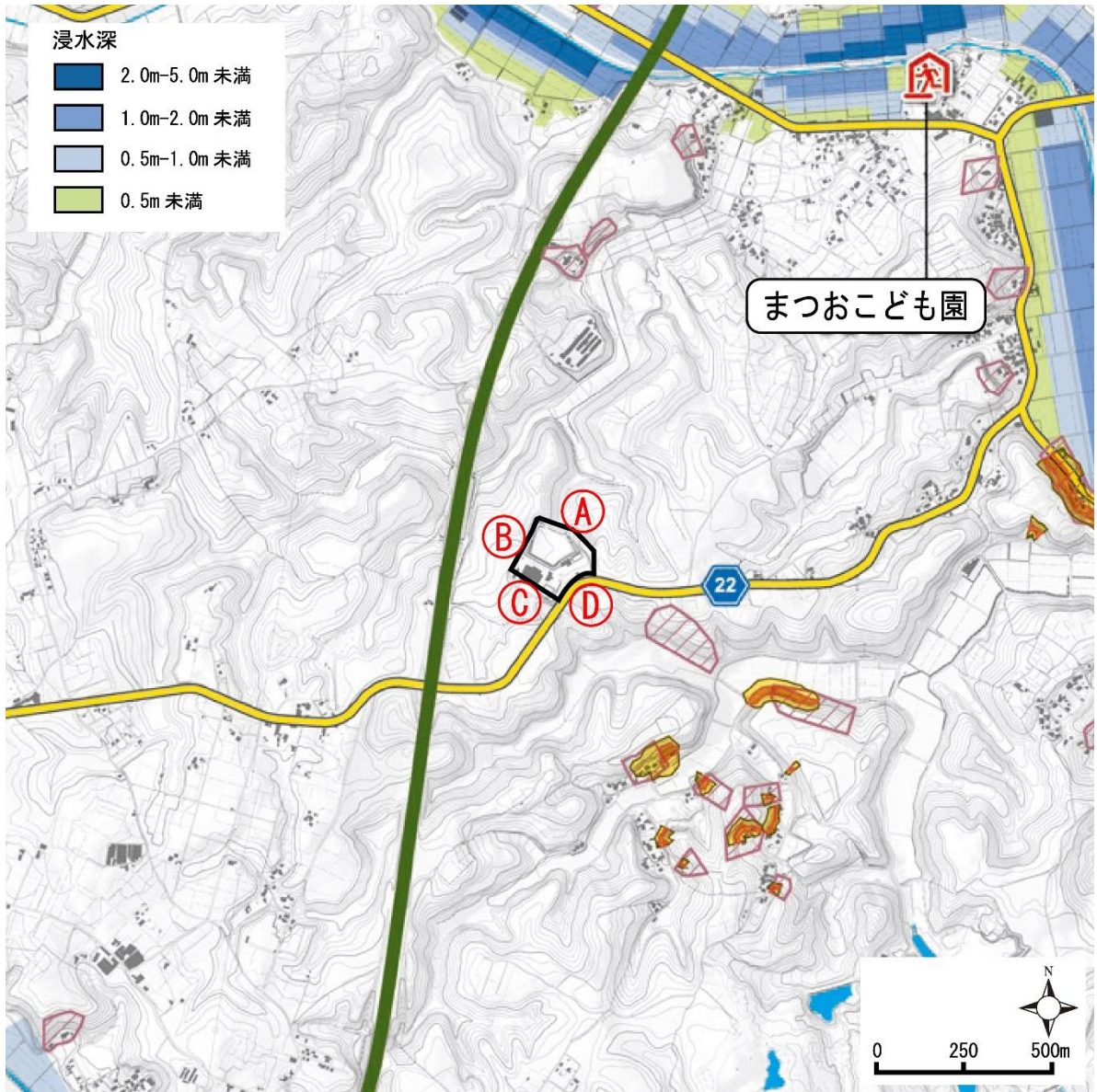
(資料：ゆれやすさマップ（山武市） 千葉県ホームページ)

候補地 A	6段階評価中2番目に揺れにくい。
候補地 B	6段階評価中2番目に揺れにくい。
候補地 C	6段階評価中2番目に揺れにくい。
候補地 D	6段階評価中2番目に揺れやすい。

注) 入力波形は、Imperial Valley(1940), Northridge(1994), 兵庫県南部地震(1995), 鳥取県西部地震(2000), 芸予地震(2001), 東北地方太平洋沖地震(2011)の6地震とした。

項目

浸水想定

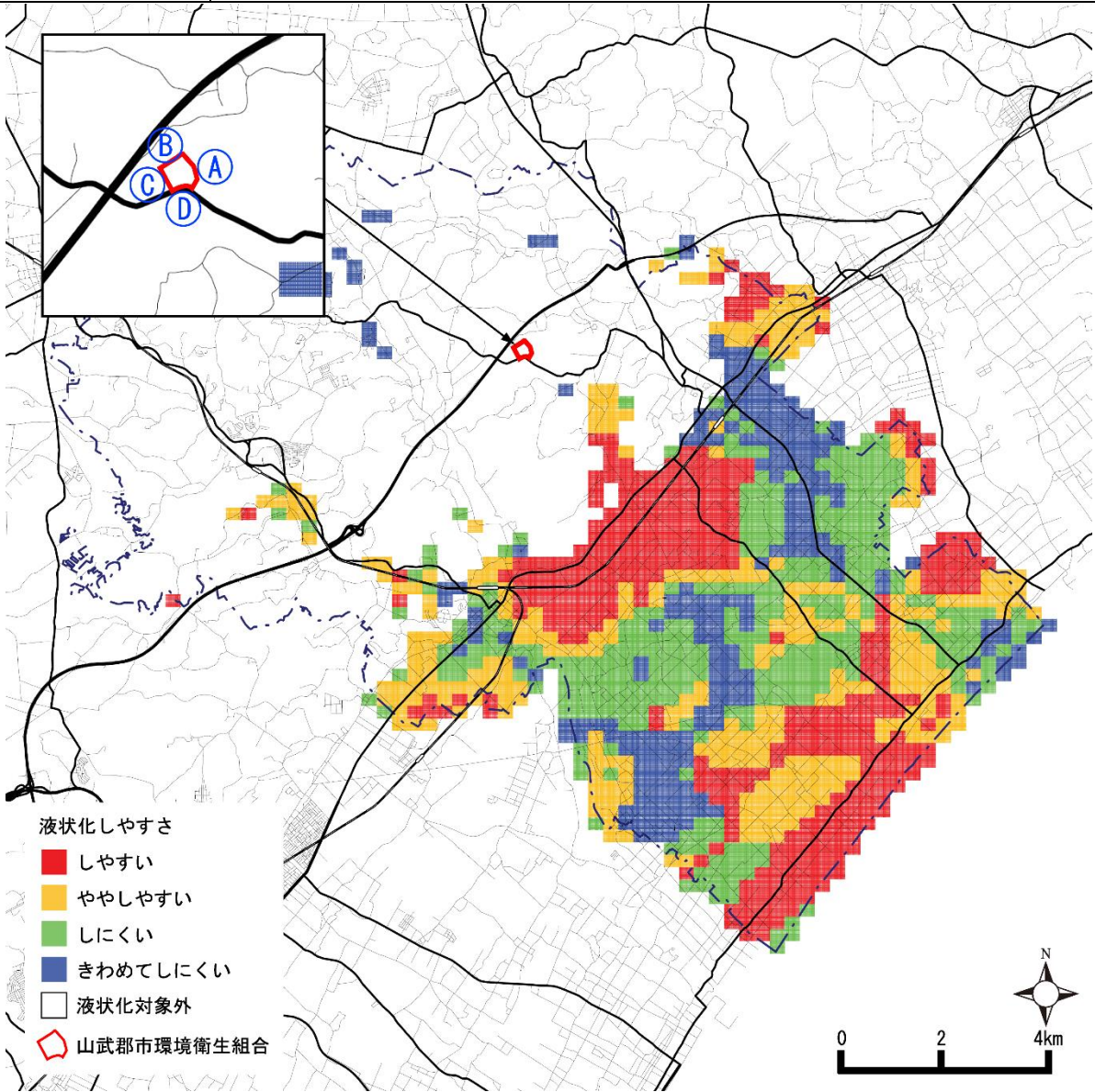


(資料：「山武市土砂災害・洪水ハザードマップ」 山武市)

候補地 A  
候補地 B  
候補地 C  
候補地 D

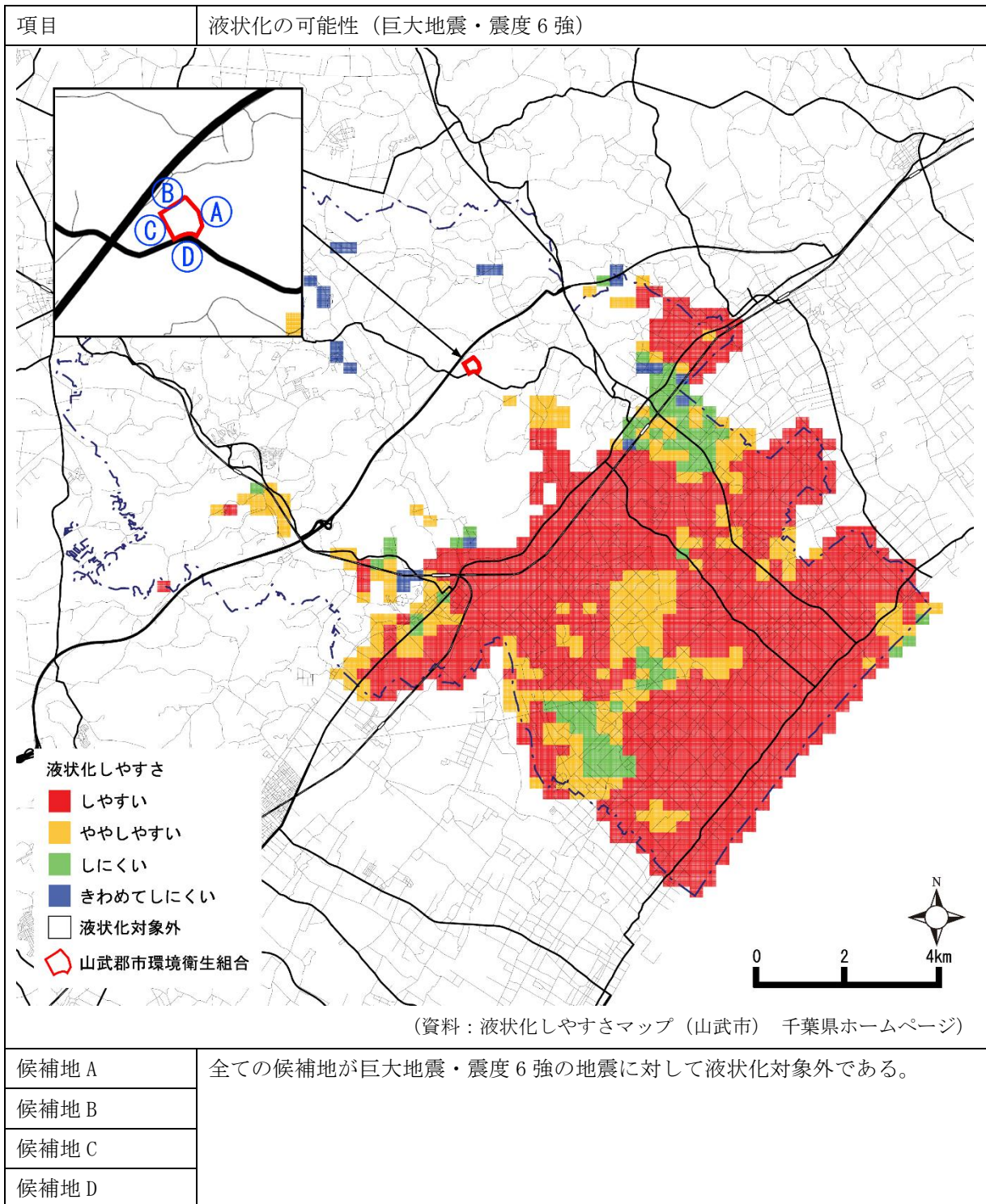
全ての候補地が浸水想定区域に指定されていない。

項目	液状化の可能性（直下型・震度6強）
----	-------------------



（資料：液状化しやすさマップ（山武市）千葉県ホームページ）

候補地 A	全ての候補地が直下型・震度6強の地震に対して液状化対象外である。
候補地 B	
候補地 C	
候補地 D	



### 3.3 地形・地質条件

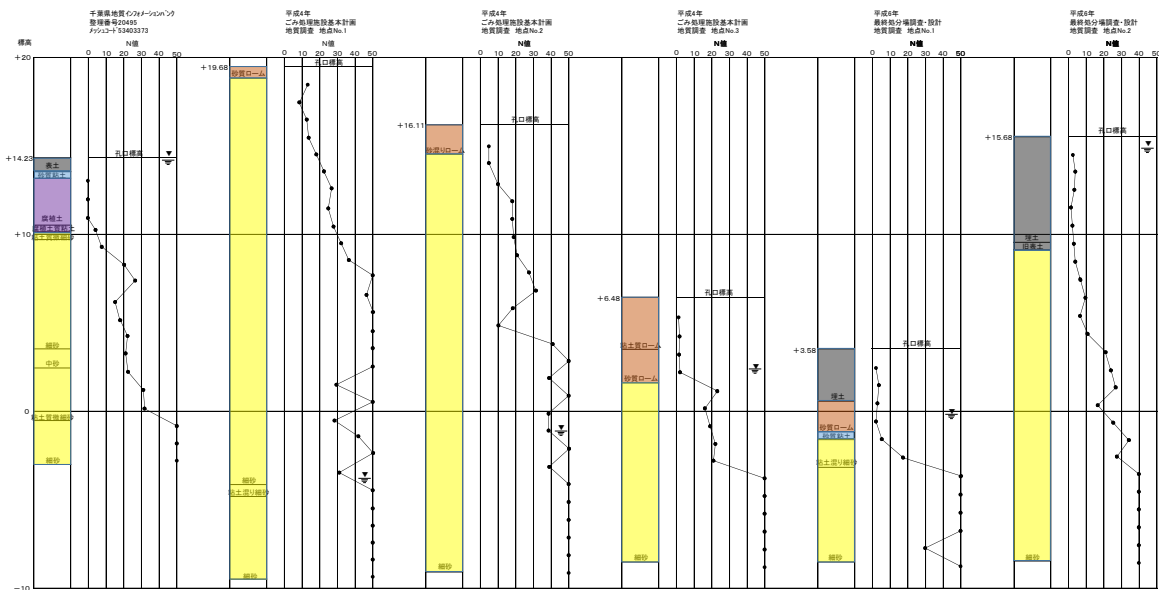
候補地における地形・地質条件の状況は以下に示すとおりである。

項目	有効面積		
1/2500 山武市 地形図（山武市都市整備課）をCADにより測定した面積（全体面積）を基に各候補地について、現有施設と同じ地盤高（標高36m）に造成し、法面を除いた面積（平坦地面積）を計上した。			
有効面積は平坦地面積を基に残置森林の割合（25%）を除いた面積とした。			
また、施設規模80t/日のごみ焼却施設に必要な面積を縦約60m、横約90m（場内搬出入路を含む）と想定し、当該形状を平坦部分へ当てはめた。			
	全体面積	平坦地面積	有効面積 <sup>注)</sup>
候補地 A	51,000m <sup>2</sup>	39,000m <sup>2</sup>	29,250m <sup>2</sup>
候補地 B	59,000m <sup>2</sup>	53,900m <sup>2</sup>	40,425m <sup>2</sup>
候補地 C	35,000m <sup>2</sup>	35,000m <sup>2</sup>	26,250m <sup>2</sup>
候補地 D	30,000m <sup>2</sup>	21,000m <sup>2</sup>	15,750m <sup>2</sup>

注) 有効面積＝平坦地面積×0.75

項目 地質的制約

時代	記号	地層名	上限分布深度(標高m)					層厚 (m)	N値	
			平成4年12月調査			平成6年6月調査				
			No.1	No.2	No.3	No.1	No.2			
第四紀	沖積世	F	埋土・表土層	+19.68	+16.11	+6.48	+3.58	+15.68	0.30~6.50	2~4
		Ac	粘性土層	—	—	+6.18	+0.68	—	2.30~4.70	2~3
	洪積世	Lm	ローム層	+19.38	+15.81	—	—	—	0.40~1.40	5
		Ds <sub>1</sub>	上部砂質土層	+18.98	+14.41	+1.78	-1.62	+9.18	1.50~23.20	4~50以上
		Ds <sub>2</sub>	下部砂質土層	-4.22	-3.89	-3.52	-3.12	-3.32	5.20~5.75以上	30~50以上



候補地 A 4 候補地は、下総台地地区に位置し、付近は標高 40m 程度を有する台地が広がっているが、4 候補地の東方には木戸川より台地が侵食され形成された沖積地（低地）が南北方向に分布している。  
また、この低地よりのびる小開折谷が台地内部に無数に入り込み、当該地においてもこの谷の末端部が認められている。

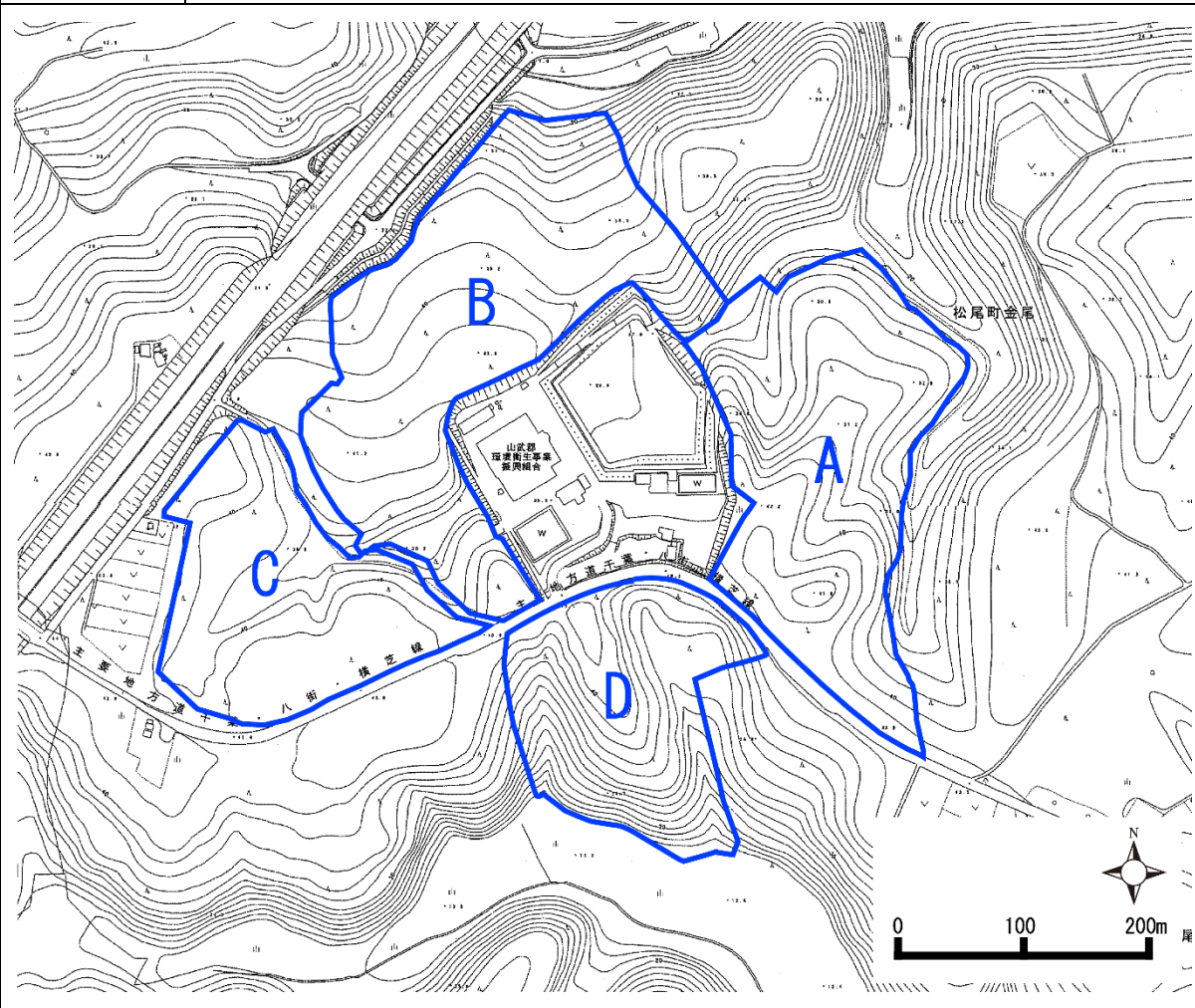
候補地 B 4 候補地は、現有施設を囲む形で位置していることから、現有施設の地質に近いと想定される。「ごみ処理施設整備事業に伴う基本計画及び環境影響評価業務 地質調査報告書」（平成 4 年 12 月）及び「一般廃棄物最終処分場建設に伴う調査・設計業務委託地質調査報告書」（平成 6 年 6 月）によると、地層堆積状況は、低地部では埋土・表土下に崩落土と考えられる沖積粘土層がみられ、下位の成田層群（砂質土を主体とする。）へと続いている。

候補地 C また、台地については埋土・表土下に成田層が分布している。  
調査地点の地層堆積状況については、図に示すとおりの順で堆積している。  
これらの地層の内、F、Ac、Lm 層の各層については強度も低く層厚も薄い状況である。  
また、Ds<sub>1</sub> 層は N 値 4~50 以上と非常にばらつきがみられ、強度的に高い部分もみられるものの水平方向の連続性にはやや乏しいものがある。

候補地 D	<p>Ds<sub>2</sub>層については N 値 30~50 以上を示し、層厚も 5m 以上を有することから、構造物の支持地盤としては非常に安定した状態である。</p> <p>上述のとおり、4 候補地は現有施設を囲む形で位置していることから、地質的特徴は類似しているものと想定され、特に地質的制約はないと考えられる。</p> <p>なお、参考としての昭和 54 年調査（千葉県地質環境インフォメーションバンク）の調査図を併記した。</p>
-------	--



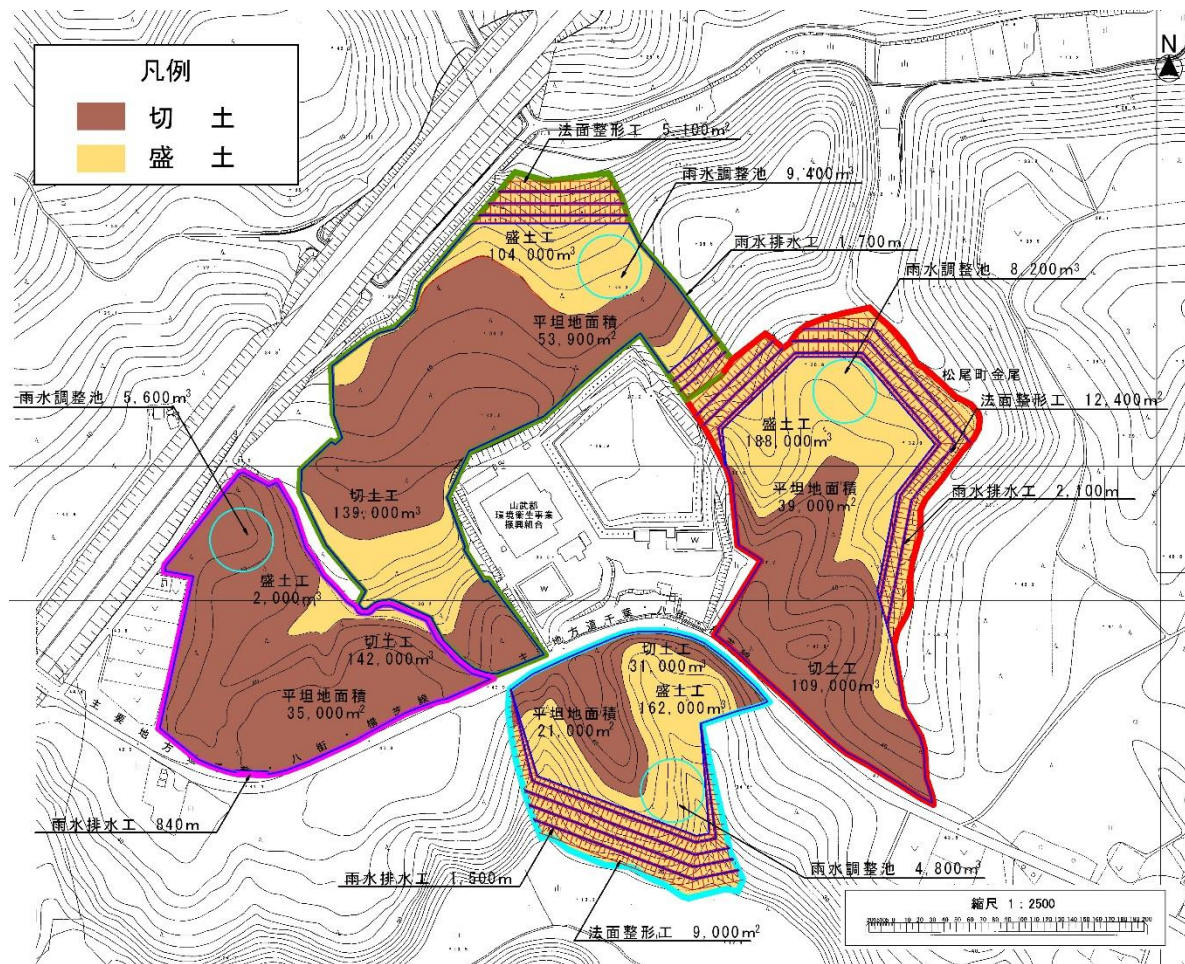
項目	土地の傾斜
----	-------



	標高	勾配
候補地 A	20.0～46.0m	候補地内の勾配は 10.0～40.0%である。 北側及び東側の敷地境界付近の一部が 40%程度の急傾斜となっているが、全体的には敷地の南側から北側にかけて 10%程度の勾配で傾斜している。 また、北側の敷地外の谷戸へ続いている。
候補地 B	18.0～42.0m	候補地内の勾配は 7.0～40.0%である。 北側の敷地境界付近の一部が 40%程度の急傾斜となっているが、敷地中心部より全体的に 7%程度の傾斜となっている。
候補地 C	34.0～42.0m	候補地内の勾配は 2.0～40.0%である。 敷地東側の一部が 40%程度の急傾斜となっているが、全体的には 2%程度の緩傾斜となっている。
候補地 D	14.0～42.0m	候補地内の勾配は 7.0～40.0%である。 敷地東側の一部が 7%程度の勾配となっているが、全体的に 40%程度の急傾斜となっている。 また、南側の敷地外の谷戸へ続いている。

項目	造成の難易度
----	--------

1/2500 山武市 地形図（山武市都市整備課）をCADにより測定した面積を基に、各候補地について、現有施設と同じ地盤高（標高 36m）に造成した場合の伐採・伐根面積、切土量及び盛土量をはじめ、造成に必要な要素を計上した。



	切土	盛土	法面整形	伐採・伐根	雨水排水	雨水調整池
候補地 A	109,000m <sup>3</sup>	188,000m <sup>3</sup>	12,400m <sup>2</sup>	38,000m <sup>2</sup>	2,100m	8,200m <sup>3</sup>
	切土に対して盛土が多いため（切土：盛土=1:1.72）、盛土用土砂を購入する必要が生じるが、残土処分（運搬及び処分）の必要はない。法面整形は比較的多い。					
候補地 B	139,000m <sup>3</sup>	104,000m <sup>3</sup>	5,100m <sup>2</sup>	44,250m <sup>2</sup>	1,700m	9,400m <sup>3</sup>
	切土に対して盛土が少ないため（切土：盛土=1:0.75）、盛土用土砂を購入する必要はないが、残土処分（運搬及び処分）の必要がある。					
候補地 C	142,000m <sup>3</sup>	2,000m <sup>3</sup>	0m <sup>2</sup>	26,250m <sup>2</sup>	840m	5,600m <sup>3</sup>
	切土に対して盛土が著しく少ないため（切土：盛土=1:0.014）、盛土用土砂を購入する必要はないが、多量に残土処分（運搬及び処分）の必要性が生じる。法面整形の必要はない。					
候補地 D	31,000m <sup>3</sup>	162,000m <sup>3</sup>	9,000m <sup>2</sup>	22,000m <sup>2</sup>	1,500m	4,800m <sup>3</sup>
	切土に対して盛土が著しく多いため（切土：盛土=1:5.23）、盛土用土砂を多量に購入する必要が生じる。残土処分（運搬及び処分）の必要はない。					

項目	将来への対応
候補地 A	施設の建設位置により施設の増設、更新施設用地の確保の可能性は高いと考えられる。
候補地 B	施設の建設位置により施設の増設、更新施設用地の確保の可能性は極めて高いと考えられる。
候補地 C	施設の増設、更新施設用地の確保の可能性は低いと考えられる。
候補地 D	施設の増設、更新施設用地の確保の可能性は極めて低いと考えられる。

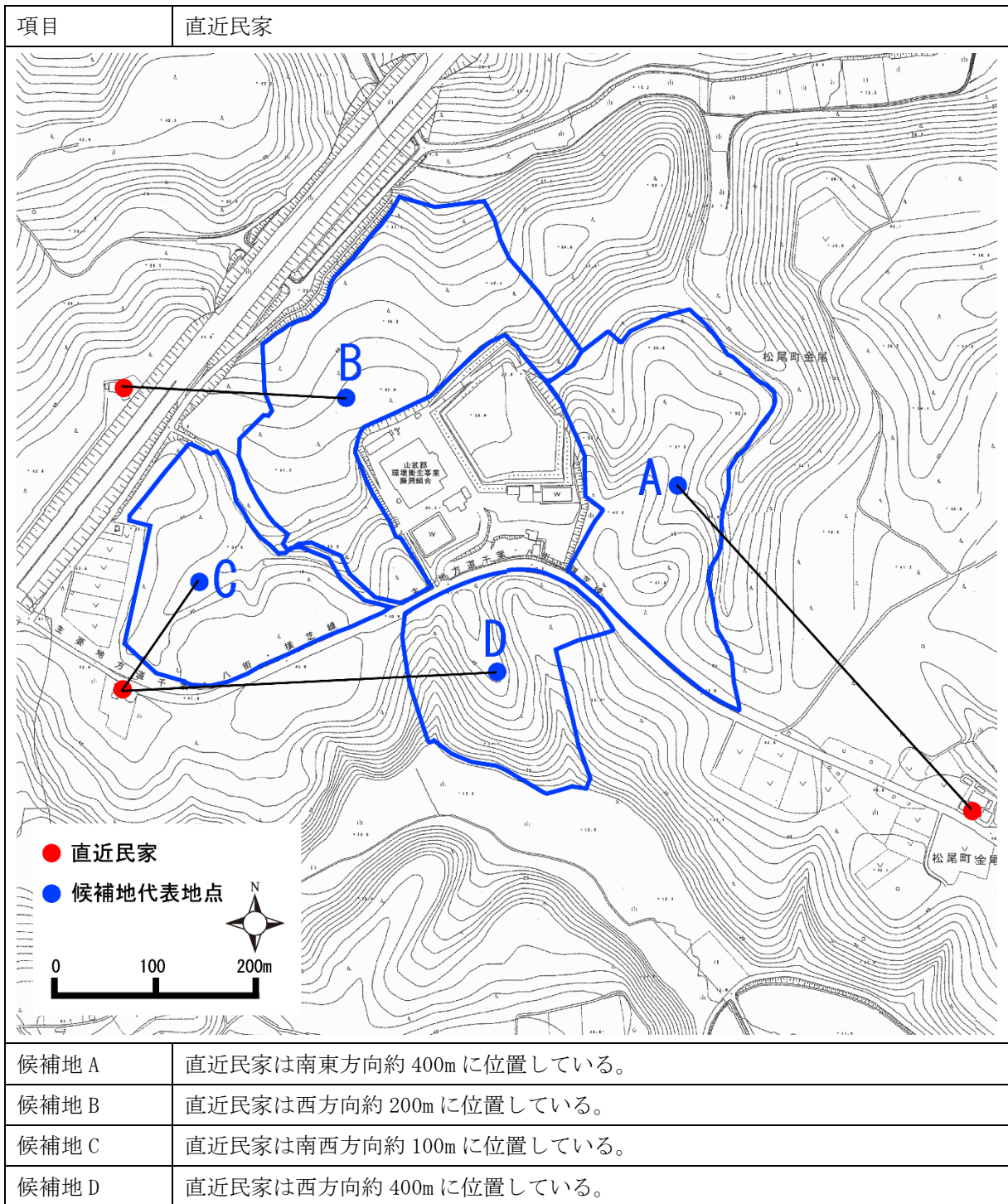
### 3.4 周辺環境

候補地における周辺環境の状況は以下に示すとおりである。

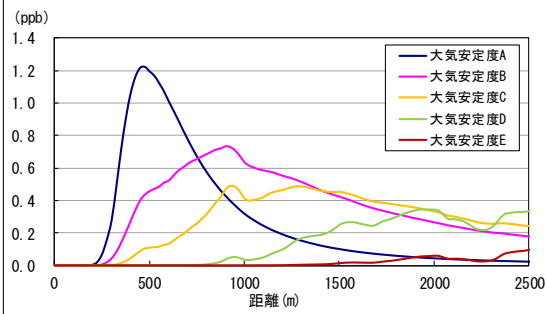
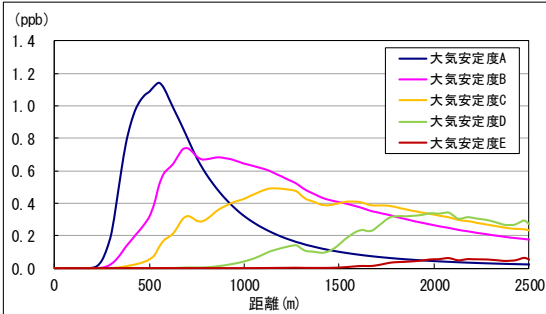
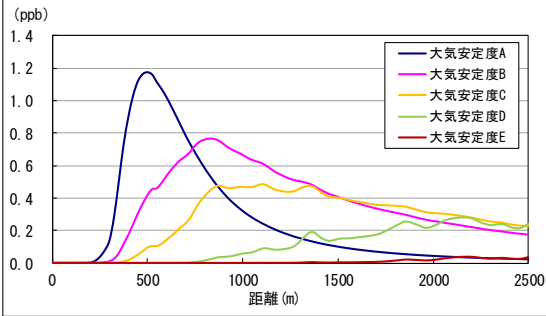
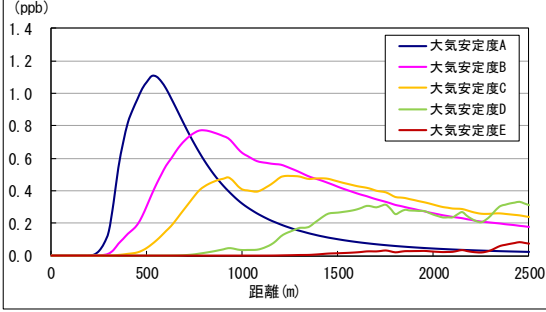
項目	周辺に立地する公共施設
<p>4 候補地の 1km 圏内に立地する公共施設は、各候補地の南方に位置する「小川公民館」が該当する。            なお、北東約 1.8km に「まつおこども園」が立地している。</p>	
<p>(資料：環境アセスメントデータベース 環境省)</p>	

候補地 A	小川公民館まで約 750m
候補地 B	小川公民館まで約 840m
候補地 C	小川公民館まで約 710m
候補地 D	小川公民館まで約 530m

注) 距離は各候補地の中心から求めている。



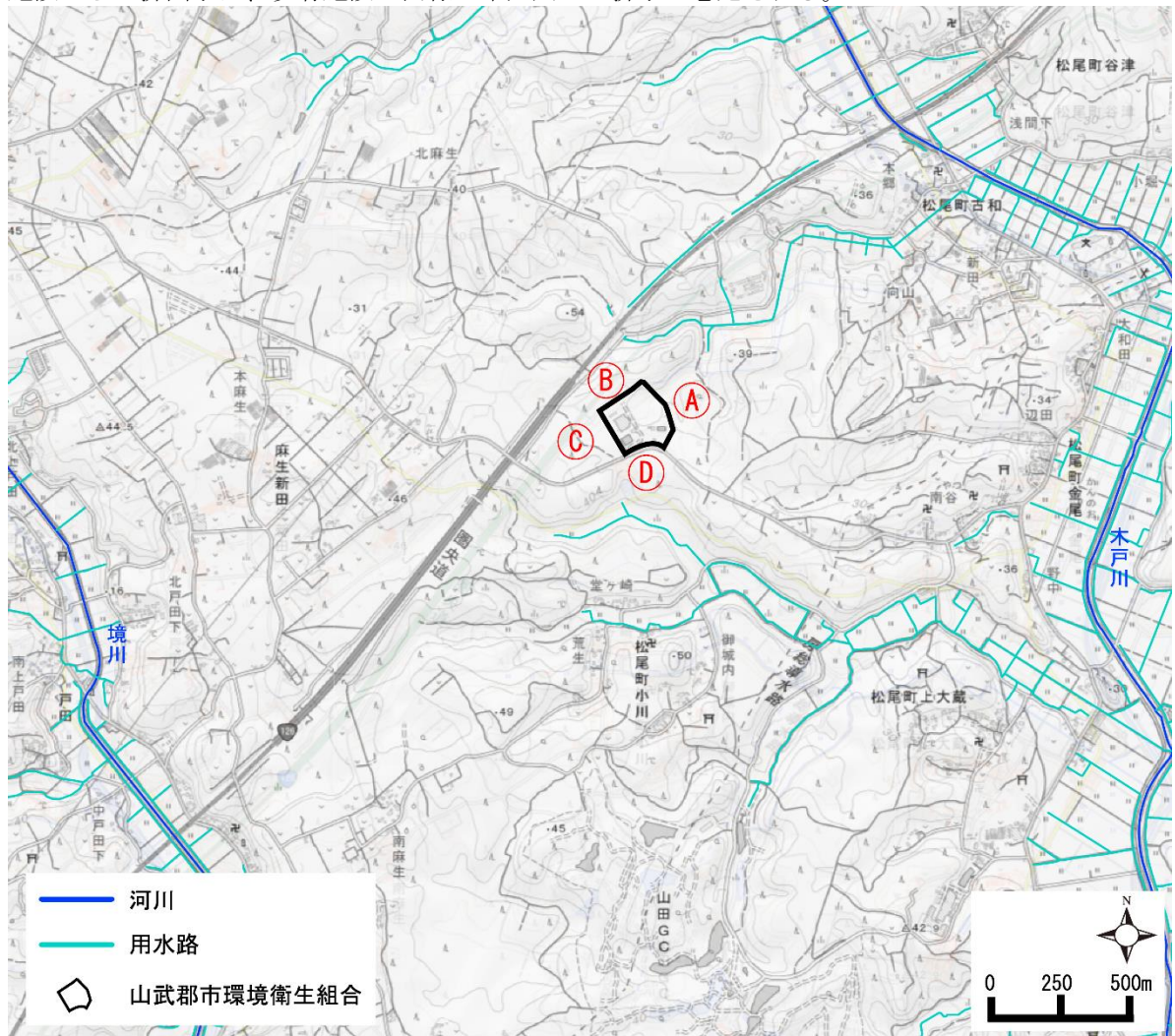
注) 距離は各候補地の中心から求めている。

項目	生活環境保全（排ガス）	
<p>4 候補地について候補地の中心に煙源を仮定し、風下主軸上における排ガスの拡散状況を地形的な影響を見込んで試算した。</p> <p>対象物質は塩化水素とし、拡散方向は年間最多風向（北北西）の風下とした。</p> <p>なお、試算に用いた排ガス条件は平成 26 年度に実施した基幹的設備改良工事後の引渡性能結果による。</p>		
候補地 A		<p>最大着地濃度：1. 226ppb 出現地点：南南東 475m</p>
候補地 B		<p>最大着地濃度：1. 142ppb 出現地点：南南東 550m</p>
候補地 C		<p>最大着地濃度：1. 175ppb 出現地点：南南東 500m</p>
候補地 D		<p>最大着地濃度：1. 106ppb 出現地点：南南東 525m</p>

注) 大気安定度：パスキル安定度階級分類法による A、AB、B、BC、C、CD、D、DD、ND、E、F、G の 12 分類 (A は強不安定、B は不安定、AB は A と B の中間、C はやや不安定、BC は B と C の中間、CD は C と中立 (D) の中間、DD は昼間安定、ND は夜間安定、E はやや安定、F は安定、G は強安定、これらの分類は風速、日射量及び雲量により決定される。

項目	生活環境保全（排水）
----	------------

施設からの排水は、現有施設と同様に木戸川への排水が想定される。



(資料：国土地理院)

候補地 A	現有施設と同様に排水管を埋設し、木戸川へ誘導することが想定されるが、事業の熟度が低く、現時点では詳細な放流ルートが未定であることから、評価を行わない。
候補地 B	
候補地 C	
候補地 D	

### 3.5 実現性

候補地における事業の実現性の状況は以下に示すとおりである。

項目	地権者数と理解度	
<p>地権者の事業への理解度は現時点では事業の熟度が低いことから、事業への理解度は不明確である。なお、候補地 A は組合所有の土地が含まれていることから、地権者の事業への理解度は高いと考えられる。</p> <p>現時点での地権者数の状況を以下に示す。</p>		
候補地 A	5 (組合所有地を含む)	有
候補地 B	2	無
候補地 C	1	無
候補地 D	1	無



項目	住民合意の容易さ		
<p>現時点では事業の熟度が低いことから、地区住民の事業への理解度は不明確である。</p> <p>なお、候補地 A は組合所有の土地が含まれていることから、地区住民の事業への理解度は高いと考えられる。</p> <p>以下に関係集落（地区）数及び集落（地区）内世帯数（人口）の状況を示す。</p>			
	関係集落（地区）数	集落（地区） 内世帯数（人口）	組合所有の土地の有無
候補地 A	1	91（229 人）	有
候補地 B	3	247（575 人）	無
候補地 C	4	231（554 人）	無
候補地 D	2	119（291 人）	無

### 3.6 収集運搬

候補地における収集運搬の状況は以下に示すとおりである。

項目	アクセス道路（災害時の代替ルートを含む）
	各候補地への最終アクセス道路は現有施設と同様に県道 22 号である。 同路線は道路幅約 6m、片側 1 車線であり、災害時など一時的に多量の廃棄物が搬入される場合、交通に支障が生じることが考えられる。
候補地 A	災害時等の代替ルートの確保は困難である。
候補地 B	災害時等の代替ルートは、北側に接している市道（道路幅 5m）の利用が想定される。
候補地 C	災害時等の代替ルートは、北側に接している市道（道路幅 5m）の利用が想定される。
候補地 D	災害時等の代替ルートの確保は困難である。

項目	収集運搬距離
	全ての候補地が現有施設を囲む形で周囲に位置し、各地域からの収集運搬距離に明確な差は生じないと考えられるため、評価を行わない。

### 3.7 経済性

候補地における経済性の状況は以下に示すとおりである。

項目	用地取得
	<p>4 候補地の m<sup>2</sup> 単価はほぼ同等であり、取得可能面積の多寡に起因する差が用地取得費の差であることから、どの候補地も同等と考えられるが、候補地 A は全体の約 14% に相当する面積が組合所有の土地であり、この分の用地取得費は不要となる。これを勘案した場合 m<sup>2</sup> 単価は他の候補地と比較して割安となる。</p> <p>したがって、候補地 A が優位であると考えられる。</p>

項目	土地の造成（造成単価）
候補地 A	<p>p. 38 に示した造成計画（地盤高 36m で造成）に基づいた伐採・伐根、切土、盛土、土砂の運搬量や造成面積により想定した造成単価によると候補地 C、候補地 D、候補地 A、候補地 B の順に造成単価を要すると考えられる。</p>
候補地 B	
候補地 C	
候補地 D	

項目	ユーティリティ
	<p>4 候補地は現有施設を囲む形で位置している。ユーティリティは現有施設の状況に基づき検討した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気           <p>電力はごみ焼却施設に発電設備を新たに整備することから、4 候補地に差は生じないと考えられるため、評価を行わない。</p> </li> <li>・ガス           <p>現時点、都市ガスは整備されておらず、整備も未定であるため、現在と同様にプロパンガスを使用する。そのため、4 候補地に差は生じないと考えられるため、評価を行わない。</p> </li> <li>・用水           <p>現有施設は、プラント用水及び生活用水ともに井戸水である。現時点、上水道及び下水道の整備は未定であることから、4 候補地とも現有施設と同様、プラント用水及び生活用水は井戸水、雨水及び生活排水は公共用水域への放流となる。そのため、4 候補地に差は生じないと考えられるため、評価を行わない。</p> <p>なお、既設井の継続使用については不確実性が高いことから新たに削井を行う。</p> </li> </ul>

### 3.8 その他

候補地におけるその他の状況は以下に示すとおりである。

項目	維持管理の容易さ
	以下の条件のもと、動線の円滑な確保の側面から検討した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・不燃・粗大ごみ処理施設は現有施設を使用する。</li> <li>・既存の管理棟（計量棟を含む）は、不燃・粗大ごみ処理施設の管理目的で継続使用する。</li> </ul>
候補地 A	現有の不燃・粗大ごみ処理施設と新ごみ焼却施設との間に最終処分場が立地することになり、不燃・粗大ごみ処理施設から排出される可燃性の破碎残渣の運搬のための動線が長くなる。
候補地 B	現有施設の北側敷地境界に接していることから、現有の不燃・粗大ごみ処理施設と新ごみ焼却施設の移動は比較的円滑に行うことができる。
候補地 C	当該候補地と現有施設との間に候補地 B が位置していることから、全ての施設（ごみ焼却施設、不燃・粗大ごみ処理施設、既設及び新設の管理棟、最終処分場等）を同一敷地内に収めることができず、一度敷地外へ出て、県道 22 号を通行する不便さが生じる。
候補地 D	当該候補地と現有施設との間に県道 22 号が走っていることから、全ての施設（ごみ焼却施設、不燃・粗大ごみ処理施設、既設及び新設の管理棟、最終処分場等）を同一敷地内に収めることができず、一度敷地外へ出て、県道 22 号を通行する不便さが生じる。

項目	経済効果
	地域の活性化に寄与し、経済効果が期待できる要素としては付随施設の整備による地元雇用の創出や温浴施設、近隣の農作物等の直売所などによる地域交流が考えられる。 現時点では事業の熟度が低いことから、関係集落（地区）の要望は確認できていないが、付随施設等を建設するために必要な用地の確保の可能性について検討を行った。
候補地 A	有効面積は 29,250m <sup>2</sup> であることから、付随施設等の建設は可能である。
候補地 B	有効面積は 40,425m <sup>2</sup> であることから、付随施設等の建設は可能である。
候補地 C	有効面積は 26,250m <sup>2</sup> であることから、付随施設等の建設は困難である。
候補地 D	有効面積は 15,750m <sup>2</sup> であることから、付随施設等の建設は困難である。

項目	エネルギー利活用
<p>新ごみ焼却施設は発電を行う。</p> <p>現時点では事業の熟度が低いことから、付随施設等を建設するために必要な用地の確保の可能性について検討を行った。</p>	
候補地 A	有効面積は 29,250m <sup>2</sup> であることから、付随施設等の建設は可能である。
候補地 B	有効面積は 40,425m <sup>2</sup> であることから、付随施設等の建設は可能である。
候補地 C	有効面積は 26,250m <sup>2</sup> であることから、付随施設等の建設は困難である。
候補地 D	有効面積は 15,750m <sup>2</sup> であることから、付随施設等の建設は困難である。

## 第 4 章 推薦候補地の条件整理結果

第 3 章で確認した項目について、候補地ごとに整理した結果を以下に示す。

### 4.1 候補地 A

候補地 A			
全体面積	約 51,000m <sup>2</sup>		
概況			
法令等による規制	土地利用に関する法令等	都市計画法	「無指定地域」である。
		道路法	該当する。
		建築基準法	該当する。 「無指定地域」の建築形態制限が適用される。
		土地収用法	該当する。
		電気事業法	該当する。
		文化財保護法	候補地の約 50%が埋蔵文化財の包蔵地である。
		航空法	航空制限区域に該当しない。 ただし、昼間において航空機から視認が困難であると認められる煙突、鉄塔等で地表又は水面から 60m 以上の高さものには昼間障害標識が必要となる。
	環境保全に関する法令等	廃棄物処理法	施設に適用されるため、該当する。
		大気汚染防止法	施設に適用されるため、該当する。
		水質汚濁防止法	施設に適用されるため、該当する。
		ダイオキシン類対策特別措置法	施設に適用されるため、該当する。
		騒音規制法	都市計画法で「無指定地域」の指定がなされている。山武市では「無指定地域」は規制地域対象外となっているため、「騒音規制法」による規制は適用されない。 ただし、山武市公害防止条例に基づく「無指定地域」の規制が適用される。

候補地 A		
	振動規制法	都市計画法で「無指定地域」の指定がなされている。山武市では「無指定地域」は規制地域対象外となっているため、「振動規制法」による規制は適用されない。 ただし、山武市公害防止条例に基づく「無指定地域」の規制が適用される。
	悪臭防止法	都市計画法で「無指定地域」の指定がなされている。山武市では「無指定地域」は規制地域対象外となっているため、「悪臭防止法」による規制は適用されない。 ただし、山武市公害防止条例に基づく「無指定地域」の規制が適用される。
防災	土砂災害、地すべり (急傾斜地崩壊危険区域)	急傾斜地崩壊危険区域に指定されていない。
	活断層、想定震度 (活断層のある地域)	活断層は確認されていない。
	活断層、想定震度 (揺れやすさ)	6段階評価中2番目に揺れにくい。
	浸水想定	浸水想定区域に指定されていない。
	液状化の可能性 (直下型及び巨大地震・震度6強)	直下型及び巨大地震・震度6強の地震に対して液状化対象外である。
地形・地質 条件	有効面積	29,250m <sup>2</sup>
	地質的制約	4候補地は現有施設を囲む形で位置していることから、地質的特徴は類似しているものと想定され、特に地質的制約はないと考えられる。
	土地の傾斜	候補地の標高は20.0～46.0mである。 候補地内の勾配は10.0～40.0%である。 北側及び東側の敷地境界付近の一部が40%程度の急傾斜となっているが、全体的には敷地の南側から北側にかけて10%程度の勾配で傾斜している。 また、北側の敷地外の谷戸へ続いている。
	造成の難易度	切土：109,000m <sup>3</sup> 伐採・伐根：38,000m <sup>2</sup> 盛土：188,000m <sup>3</sup> 雨水排水：2,100m 法面整形：12,400m <sup>2</sup> 雨水調整池：8,200m <sup>3</sup> 切土に対して盛土が多いため（切土：盛土＝1:1.72）、盛土用土砂を購入する必要があるが、

候補地 A		
		残土処分（運搬及び処分）の必要はない。法面整形は比較的多い。
	将来への対応	施設の建設位置により施設の増設、更新施設用地の確保の可能性は高いと考えられる。
周辺環境	周辺に立地する公共施設	小川公民館まで約 750m
	直近民家	直近民家は南東方向約 400m に位置している。
	生活環境保全（排ガス）	最大着地濃度 1.226ppb、出現地点 南南東 475m
	生活環境保全（排水）	—
実現性	地権者数と理解度	地権者数：5（組合所有地を含む） 組合所有の土地が含まれていることから、地権者の事業への理解度は高いと考えられる。
	住民合意の容易さ	関係集落（地区）数：1 集落（地区）内世帯数（人口）：91（229人） 組合所有の土地が含まれていることから、地区住民の事業への理解度は高いと考えられる。
収集運搬	アクセス道路 （災害時の代替ルートを含む）	災害時等の代替ルートの確保は困難である。
	収集運搬距離	—
経済性	用地取得	全体の約 14%に相当する面積が組合所有の土地であり、この分の用地取得費は不要となる。これを勘案した場合 m <sup>2</sup> 単価は他の候補地と比較して割安となる。
	土地の造成（造成単価）	4 候補地中 3 番目に多くの造成単価を要する。
	ユーティリティ（電気）	—
	ユーティリティ（ガス）	—
	ユーティリティ（用水）	—
その他	維持管理の容易さ	現有の不燃・粗大ごみ処理施設と新ごみ焼却施設との間に最終処分場が立地することになり、不燃・粗大ごみ処理施設から排出される可燃性の破砕残渣の運搬のための動線が長くなる。
	経済効果	有効面積は 29,250m <sup>2</sup> であることから、付随施設等の建設は可能である。
	エネルギー利活用	有効面積は 29,250m <sup>2</sup> であることから、付随施設等の建設は可能である。



## 4.2 候補地 B

候補地 B			
全体面積	約 59,000m <sup>2</sup>		
概況			
法令等による規制	土地利用に関する法令等	都市計画法	「無指定地域」である。
		道路法	該当する。
		建築基準法	該当する。 「無指定地域」の建築形態制限が適用される。
		土地収用法	該当する。
		電気事業法	該当する。
		文化財保護法	候補地の約 10%が埋蔵文化財の包蔵地である。
		航空法	航空制限区域に該当しない。 ただし、昼間において航空機から視認が困難であると認められる煙突、鉄塔等で地表又は水面から 60m 以上の高さものには昼間障害標識が必要となる。
	環境保全に関する法令等	廃棄物処理法	施設に適用されるため、該当する。
		大気汚染防止法	施設に適用されるため、該当する。
		水質汚濁防止法	施設に適用されるため、該当する。
		ダイオキシン類対策特別措置法	施設に適用されるため、該当する。
		騒音規制法	都市計画法で「無指定地域」の指定がなされている。山武市では「無指定地域」は規制地域対象外となっているため、「騒音規制法」による規制は適用されない。 ただし、山武市公害防止条例に基づく「無指定地域」の規制が適用される。
		振動規制法	都市計画法で「無指定地域」の指定がなされている。山武市では「無指定地域」は規制地域対象外

候補地 B		
		<p>となっているため、「振動規制法」による規制は適用されない。</p> <p>ただし、山武市公害防止条例に基づく「無指定地域」の規制が適用される。</p>
	悪臭防止法	<p>都市計画法で「無指定地域」の指定がなされている。山武市では「無指定地域」は規制地域対象外となっているため、「悪臭防止法」による規制は適用されない。</p> <p>ただし、山武市公害防止条例に基づく「無指定地域」の規制が適用される。</p>
防災	土砂災害、地すべり (急傾斜地崩壊危険区域)	急傾斜地崩壊危険区域に指定されていない。
	活断層、想定震度 (活断層のある地域)	活断層は確認されていない。
	活断層、想定震度 (揺れやすさ)	6段階評価中2番目に揺れにくい。
	浸水想定	浸水想定区域に指定されていない。
	液状化の可能性 (直下型及び巨大地震・震度6強)	直下型及び巨大地震・震度6強の地震に対して液状化対象外である。
地形・地質 条件	有効面積	40,425m <sup>2</sup>
	地質的制約	4候補地は現有施設を囲む形で位置していることから、地質的特徴は類似しているものと想定され、特に地質的制約はないと考えられる。
	土地の傾斜	<p>候補地の標高は18.0～42.0mである。</p> <p>候補地内の勾配は7.0～40.0%である。</p> <p>北側の敷地境界付近の一部が40%程度の急傾斜となっているが、敷地中心部より全体的に7%程度の傾斜となっている。</p>
	造成の難易度	<p>切土：139,000m<sup>3</sup> 伐採・伐根：44,250m<sup>2</sup></p> <p>盛土：104,000m<sup>3</sup> 雨水排水：1,700m</p> <p>法面整形：5,100m<sup>2</sup> 雨水調整池：9,400m<sup>3</sup></p> <p>切土に対して盛土が少ないため（切土：盛土＝1:0.75）、盛土用土砂を購入する必要はないが、残土処分（運搬及び処分）の必要がある。</p>
	将来への対応	施設の建設位置により施設の増設、更新施設用地の確保の可能性は極めて高いと考えられる。
周辺環境	周辺に立地する公共施設	小川公民館まで約840m

候補地 B		
	直近民家	直近民家は西方向約 200m に位置している。
	生活環境保全（排ガス）	最大着地濃度 1.142ppb、出現地点 南南東 550m
	生活環境保全（排水）	—
実現性	地権者数と理解度	地権者数：2
	住民合意の容易さ	関係集落（地区）数：3 集落（地区）内世帯数（人口）：247（575 人）
収集運搬	アクセス道路 （災害時の代替ルートを含む）	災害時等の代替ルートは、北側に接している市道 （道路幅 5m）の利用が想定される。
	収集運搬距離	—
経済性	用地取得	—
	土地の造成（造成単価）	4 候補地中最も造成単価を要さない。
	ユーティリティ（電気）	—
	ユーティリティ（ガス）	—
	ユーティリティ（用水）	—
その他	維持管理の容易さ	現有施設の北側敷地境界に接していることから、 現有の不燃・粗大ごみ処理施設と新ごみ焼却施設 の移動は比較的円滑に行うことができる。
	経済効果	有効面積は 40,425m <sup>2</sup> であることから、付随施設 等の建設は可能である。
	エネルギー利活用	有効面積は 40,425m <sup>2</sup> であることから、付随施設 等の建設は可能である。

### 4.3 候補地 C

候補地 C			
全体面積	約 35,000m <sup>2</sup>		
概況			
法令等による規制	土地利用に関する法令等	都市計画法	「無指定地域」である。
		道路法	該当する。
		建築基準法	該当する。 「無指定地域」の建築形態制限が適用される。
		土地収用法	該当する。
		電気事業法	該当する。
		文化財保護法	候補地の約 50%が埋蔵文化財の包蔵地である。
		航空法	航空制限区域に該当しない。 ただし、昼間において航空機から視認が困難であると認められる煙突、鉄塔等で地表又は水面から 60m 以上の高さものには昼間障害標識が必要となる。
	環境保全に関する法令等	廃棄物処理法	施設に適用されるため、該当する。
		大気汚染防止法	施設に適用されるため、該当する。
		水質汚濁防止法	施設に適用されるため、該当する。
		ダイオキシン類対策特別措置法	施設に適用されるため、該当する。
		騒音規制法	都市計画法で「無指定地域」の指定がなされている。山武市では「無指定地域」は規制地域対象外となっているため、「騒音規制法」による規制は適用されない。 ただし、山武市公害防止条例に基づく「無指定地域」の規制が適用される。
		振動規制法	都市計画法で「無指定地域」の指定がなされている。山武市では「無指定地域」は規制地域対象外

候補地 C		
		<p>となっているため、「振動規制法」による規制は適用されない。</p> <p>ただし、山武市公害防止条例に基づく「無指定地域」の規制が適用される。</p>
	悪臭防止法	<p>都市計画法で「無指定地域」の指定がなされている。山武市では「無指定地域」は規制地域対象外となっているため、「悪臭防止法」による規制は適用されない。</p> <p>ただし、山武市公害防止条例に基づく「無指定地域」の規制が適用される。</p>
防災	土砂災害、地すべり (急傾斜地崩壊危険区域)	急傾斜地崩壊危険区域に指定されていない。
	活断層、想定震度 (活断層のある地域)	活断層は確認されていない。
	活断層、想定震度 (揺れやすさ)	6段階評価中2番目に揺れにくい。
	浸水想定	浸水想定区域に指定されていない。
	液状化の可能性 (直下型及び巨大地震・震度6強)	直下型及び巨大地震・震度6強の地震に対して液状化対象外である。
地形・地質 条件	有効面積	26,250m <sup>2</sup>
	地質的制約	4候補地は現有施設を囲む形で位置していることから、地質的特徴は類似しているものと想定され、特に地質的制約はないと考えられる。
	土地の傾斜	<p>候補地の標高は34.0～42.0mである。</p> <p>候補地内の勾配は2.0～40.0%である。</p> <p>敷地東側の一部が40%程度の急傾斜となっているが、全体的には2%程度の緩傾斜となっている。</p>
	造成の難易度	<p>切土：142,000m<sup>3</sup> 伐採・伐根：26,250m<sup>2</sup></p> <p>盛土：2,000m<sup>3</sup> 雨水排水：840m</p> <p>法面整形：0m<sup>2</sup> 雨水調整池：5,600m<sup>3</sup></p> <p>切土に対して盛土が著しく少ないため(切土：盛土=1:0.014)、盛土用土砂を購入する必要はないが、多量に残土処分(運搬及び処分)の必要性が生じる。法面整形の必要はない。</p>
	将来への対応	施設の増設、更新施設用地の確保の可能性は低いと考えられる。
周辺環境	周辺に立地する公共施設	小川公民館まで約710m

候補地 C		
	直近民家	直近民家は南西方向約 100m に位置している。
	生活環境保全（排ガス）	最大着地濃度 1.175ppb、出現地点 南南東 500m
	生活環境保全（排水）	—
実現性	地権者数と理解度	地権者数：1
	住民合意の容易さ	関係集落（地区）数：4 集落（地区）内世帯数（人口）：231（554人）
収集運搬	アクセス道路 （災害時の代替ルートを含む）	災害時等の代替ルートは、北側に接している市道（道路幅 5m）の利用が想定される。
	収集運搬距離	—
経済性	用地取得	—
	土地の造成（造成単価）	4 候補地中最も多く造成単価を要する。
	ユーティリティ（電気）	—
	ユーティリティ（ガス）	—
	ユーティリティ（用水）	—
その他	維持管理の容易さ	当該候補地と現有施設との間に候補地Bが位置していることから、全ての施設（ごみ焼却施設、不燃・粗大ごみ処理施設、既設及び新設の管理棟、最終処分場等）を同一敷地内に収めることができず、一度敷地外へ出て、県道22号を通行する不便さが生じる。
	経済効果	有効面積は 26,250m <sup>2</sup> であることから、付随施設等の建設は困難である。
	エネルギー利活用	有効面積は 26,250m <sup>2</sup> であることから、付随施設等の建設は困難である。

#### 4.4 候補地 D

候補地 D			
全体面積	約 30,000m <sup>2</sup>		
概況			
法令等による規制	土地利用に関する法令等	都市計画法	「無指定地域」である。
		道路法	該当する。
		建築基準法	該当する。 「無指定地域」の建築形態制限が適用される。
		土地収用法	該当する。
		電気事業法	該当する。
		文化財保護法	候補地の約 70%が埋蔵文化財の包蔵地であり、横穴・やぐら城館跡が確認されている。
		航空法	航空制限区域に該当しない。 ただし、昼間において航空機から視認が困難であると認められる煙突、鉄塔等で地表又は水面から 60m 以上の高さものには昼間障害標識が必要となる。
	環境保全に関する法令等	廃棄物処理法	施設に適用されるため、該当する。
		大気汚染防止法	施設に適用されるため、該当する。
		水質汚濁防止法	施設に適用されるため、該当する。
		ダイオキシン類対策特別措置法	施設に適用されるため、該当する。
		騒音規制法	都市計画法で「無指定地域」の指定がなされている。山武市では「無指定地域」は規制地域対象外となっているため、「騒音規制法」による規制は適用されない。 ただし、山武市公害防止条例に基づく「無指定地域」の規制が適用される。
	振動規制法	都市計画法で「無指定地域」の指定がなされてい	

候補地 D		
		<p>る。山武市では「無指定地域」は規制地域対象外となっているため、「振動規制法」による規制は適用されない。</p> <p>ただし、山武市公害防止条例に基づく「無指定地域」の規制が適用される。</p>
	悪臭防止法	<p>都市計画法で「無指定地域」の指定がなされている。山武市では「無指定地域」は規制地域対象外となっているため、「悪臭防止法」による規制は適用されない。</p> <p>ただし、山武市公害防止条例に基づく「無指定地域」の規制が適用される。</p>
防災	土砂災害、地すべり (急傾斜地崩壊危険区域)	急傾斜地崩壊危険区域に指定されていない。
	活断層、想定震度 (活断層のある地域)	活断層は確認されていない。
	活断層、想定震度 (揺れやすさ)	6段階評価中2番目に揺れやすい。
	浸水想定	浸水想定区域に指定されていない。
	液状化の可能性 (直下型及び巨大地震・震度6強)	直下型及び巨大地震・震度6強の地震に対して液状化対象外である。
地形・地質 条件	有効面積	15,750m <sup>2</sup>
	地質的制約	4候補地は現有施設を囲む形で位置していることから、地質的特徴は類似しているものと想定され、特に地質的制約はないと考えられる。
	土地の傾斜	<p>候補地の標高は14.0～42.0mである。</p> <p>候補地内の勾配は7.0～40.0%である。</p> <p>敷地東側の一部が7%程度の勾配となっているが、全体的に40%程度の急傾斜となっている。</p> <p>また、南側の敷地外の谷戸へ続いている。</p>
	造成の難易度	<p>切土：31,000m<sup>3</sup> 伐採・伐根：22,000m<sup>2</sup></p> <p>盛土：162,000m<sup>3</sup> 雨水排水：1,500m</p> <p>法面整形：9,000m<sup>2</sup> 雨水調整池：4,800m<sup>3</sup></p> <p>切土に対して盛土が著しく多いため(切土：盛土＝1：5.23)、盛土用土砂を多量に購入する必要性が生じる。残土処分(運搬及び処分)の必要はない。</p>
	将来への対応	施設の増設、更新施設用地の確保の可能性は極め



候補地 D		
		て低いと考えられる。
周辺環境	周辺に立地する公共施設	小川公民館まで約 530m
	直近民家	直近民家は西方向約 400m に位置している。
	生活環境保全（排ガス）	最大着地濃度 1.106ppb、出現地点 南南東 525m
	生活環境保全（排水）	—
実現性	地権者数と理解度	地権者数：1
	住民合意の容易さ	関係集落（地区）数：2 集落（地区）内世帯数（人口）：119（291人）
収集運搬	アクセス道路 （災害時の代替ルートを含む）	災害時等の代替ルートの確保は困難である。
	収集運搬距離	—
経済性	用地取得	—
	土地の造成（造成単価）	4 候補地中 2 番目に多くの造成単価を要する。
	ユーティリティ（電気）	—
	ユーティリティ（ガス）	—
	ユーティリティ（用水）	—
その他	維持管理の容易さ	当該候補地と現有施設との間に県道22号が走っていることから、全ての施設（ごみ焼却施設、不燃・粗大ごみ処理施設、既設及び新設の管理棟、最終処分場等）を同一敷地内に収めることができず、一度敷地外へ出て、県道22号を通行する不便さが生じる。
	経済効果	有効面積は 15,750m <sup>2</sup> であることから、付随施設等の建設は困難である。
	エネルギー利活用	有効面積は 15,750m <sup>2</sup> であることから、付随施設等の建設は困難である。

## 第 5 章 推薦候補地の評価結果

各項目について、p. 15 に示す評価基準に従って、4 候補地の評価を行った。

評価結果は以下に示すとおりであり、候補地 A 及び候補地 B が同順（52 点）であり、次いで候補地 C（35 点）、候補地 D（27 点）の順に候補地として適正であると判断する。また、4 候補地の大項目についての優位性を視覚化し、図 5-1 に示した。

No	大項目	中項目	内容	A	B	C	D
1	法令等による規制	1) 土地利用に関する法令等	都市計画法	—	—	—	—
			道路法	—	—	—	—
			建築基準法	—	—	—	—
			土地収用法	—	—	—	—
			電気事業法	—	—	—	—
			文化財保護法	○	◎	○	×
			航空法	—	—	—	—
		2) 環境保全に関する法令等	廃棄物処理法	—	—	—	—
			大気汚染防止法	—	—	—	—
			水質汚濁防止法	—	—	—	—
			ダイオキシン類対策特別措置法	—	—	—	—
			騒音規制法	—	—	—	—
			振動規制法	—	—	—	—
			悪臭防止法	—	—	—	—
2	防災	1) 土砂災害、地すべり	急傾斜地崩壊危険区域	◎	◎	◎	◎
		2) 活断層、想定震度	活断層のある地域	◎	◎	◎	◎
			揺れやすさ	◎	◎	◎	×
		3) 浸水想定	浸水想定区域	◎	◎	◎	◎
3	地形・地質	1) 有効面積		○	◎	△	×

No	大項目	中項目	内容	A	B	C	D
	条件	2) 地質的制約		—	—	—	—
		3) 土地の傾斜		△	○	◎	×
		4) 造成の難易度		○	◎	△	×
		5) 将来への対応		○	◎	△	×
4	周辺環境	1) 周辺に立地する公共施設		○	◎	△	×
		2) 直近民家		◎	△	×	◎
		3) 生活環境保全	排ガス	×	○	△	◎
			排水	—	—	—	—
5	実現性	1) 地権者数と理解度	地権者数	×	△	◎	◎
			地権者の事業への理解度	◎	×	×	×
		2) 住民合意の容易さ	関係集落（地区）数	◎	△	×	○
			関係集落（地区）内世帯数（人口）	◎	×	△	○
		地区住民の事業への理解度	◎	×	×	×	
6	収集・運搬	1) アクセス道路（災害時の代替ルートを含む）		×	◎	◎	×
		2) 収集運搬距離		—	—	—	—
7	経済性	1) 用地取得		◎	×	×	×
		2) 土地の造成（造成単価）		○	◎	×	△
		3) ユーティリティ	電気	—	—	—	—
			ガス	—	—	—	—
用水	—		—	—	—		
8	その他	1) 維持管理の容易さ		○	◎	△	△
		2) 経済効果		○	◎	△	×
		3) エネルギー利活用		○	◎	△	×

表 5-1① 評価結果まとめ

(単位：個数)

		◎ (3点)	○ (2点)	△ (1点)	× (0点)	点数
候補地 A	1 法令等による規制	0	1	0	0	2点
	2 防災	5	0	0	0	15点
	3 地形・地質条件	0	3	1	0	7点
	4 周辺環境	1	1	0	1	5点
	5 実現性	4	0	0	1	12点
	6 収集・運搬	0	0	0	1	0点
	7 経済性	1	1	0	0	5点
	8 その他	0	3	0	0	6点
	合計	11	9	1	3	52点
候補地 B	1 法令等による規制	1	0	0	0	3点
	2 防災	5	0	0	0	15点
	3 地形・地質条件	3	1	0	0	11点
	4 周辺環境	1	1	1	0	6点
	5 実現性	0	0	2	3	2点
	6 収集・運搬	1	0	0	0	3点
	7 経済性	1	0	0	1	3点
	8 その他	3	0	0	0	9点
	合計	15	2	3	4	52点
候補地 C	1 法令等による規制	0	1	0	0	2点
	2 防災	5	0	0	0	15点
	3 地形・地質条件	1	0	3	0	6点

		◎ (3点)	○ (2点)	△ (1点)	× (0点)	点数
	4 周辺環境	0	0	2	1	2点
	5 実現性	1	0	1	3	4点
	6 収集・運搬	1	0	0	0	3点
	7 経済性	0	0	0	2	0点
	8 その他	0	0	3	0	3点
	合計	8	1	9	6	35点
候補地 D	1 法令等による規制	0	0	0	1	0点
	2 防災	4	0	0	1	12点
	3 地形・地質条件	0	0	0	4	0点
	4 周辺環境	2	0	0	1	6点
	5 実現性	1	2	0	2	7点
	6 収集・運搬	0	0	0	1	0点
	7 経済性	0	0	1	1	1点
	8 その他	0	0	1	2	1点
	合計	7	2	2	13	27点

表 5-1② 集計結果

	◎ (3点)	○ (2点)	△ (1点)	× (0点)	合計点数
候補地 A	11 個	9 個	1 個	3 個	52 点
候補地 B	15 個	2 個	3 個	4 個	52 点
候補地 C	8 個	1 個	9 個	6 個	35 点
候補地 D	7 個	2 個	2 個	13 個	27 点

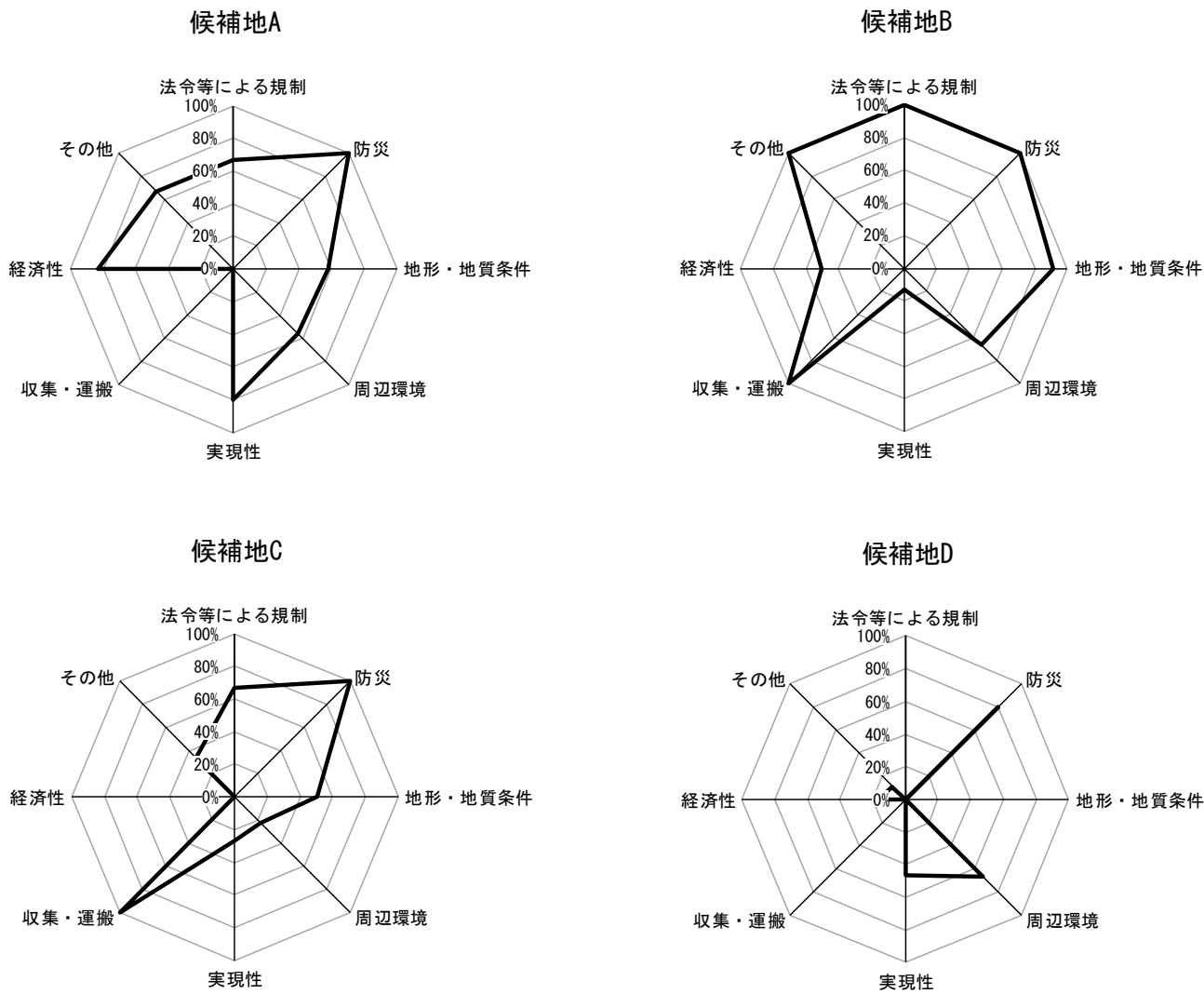


図 5-1 評価結果のまとめ